

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2021年2月19日提出
【発行者名】	明治安田アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大崎 能正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【事務連絡者氏名】	植村 吉二 連絡場所 東京都千代田区大手町二丁目3番2号
【電話番号】	03-6700-4111
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	明治安田ライフプランファンド20 明治安田ライフプランファンド50 明治安田ライフプランファンド70
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各ファンド 上限 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

明治安田ライフプランファンド20、明治安田ライフプランファンド50、明治安田ライフプランファンド70（以下、上記のそれぞれをまたは上記を総称して「当ファンド」または「明治安田ライフプランファンド」ということがあります。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド 上限 5,000億円とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

### （５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは、お申込みの販売会社までお問い合わせください。

分配金再投資コース の場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

分配金再投資コースでは、自動継続投資契約（計算期末に支払われる収益分配金で当ファンドの買付を自動的に行うことに関して、当ファンドの当初取得申込時にあらかじめ指定する契約。販売会社により名称が異なる場合があります。）を販売会社と結びます。

各ファンド間でのスイッチング が可能です。ただし販売会社により、スイッチングを取扱わない場合があります。

スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

確定拠出年金制度による取得申込の場合、申込手数料はかかりません。

### （６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

各ファンド間でのスイッチングが可能です。ただし販売会社により、スイッチングを取扱わない場合があります。

スイッチングの際には、税金および各販売会社が定めるお申込手数料がかかる場合があります。

販売会社により、1ファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

当ファンドには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースも販売会社が定めるお申込単位となります。なお、収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

販売会社により、どちらか一方のコースのみお取扱いとなる場合があります。

### （７）【申込期間】

2021年2月20日から2021年8月19日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

**(8)【申込取扱場所】**

申込取扱場所は原則として販売会社の本支店、営業所等とします。  
販売会社につきましては下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

**(9)【払込期日】**

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金(申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額)、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額の合計額)を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

**(10)【払込取扱場所】**

申込を受付けた販売会社とします。お申込代金は販売会社にお支払いください。  
販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」をご参照下さい。

**(11)【振替機関に関する事項】**

振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

**（ 1 2 ）【その他】**

申込証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

決算日

年 1 回（ 5 月 20 日。休業日の場合は翌営業日）

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（ 1 1 ）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（ 1 1 ）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

「明治安田ライフプランファンド」は、「明治安田ライフプランファンド20」、「明治安田ライフプランファンド50」および「明治安田ライフプランファンド70」の3本のファンドから構成され、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

商品分類表

単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単字型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### <商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

##### 追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

##### 内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### 資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (日本含む)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券 一般	年6回	北米	ファミリー ファンド	あり ( )
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性 ( )	(毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券) (資産配分固定型)))	その他 ( )	アフリカ		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## &lt;属性区分表(網掛け表示部分)の定義&gt;

## その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券)(資産配分固定型)))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのもの)を通じて、主として株式、債券に投資し、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

## 年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

## グローバル(日本含む)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む。)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

## 為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス: <https://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

信託金の限度額: 各ファンド 上限5,000億円

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## ファンドの特色

明治安田ライフプランファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・外国株式・国内債券・外国債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

主として、明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・外国株式・国内債券・外国債券への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

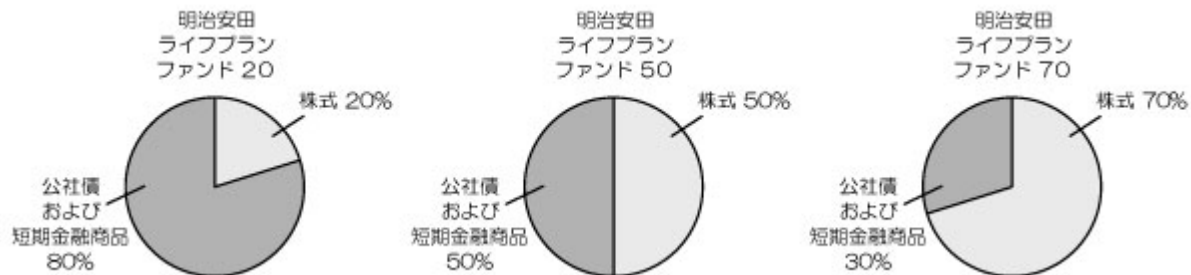
ファンドごとに基準ポートフォリオを設定し運用を行います。

	明治安田 ライフプラン ファンド20 基準組入比率	明治安田 ライフプラン ファンド50 基準組入比率	明治安田 ライフプラン ファンド70 基準組入比率	3ファンド 共通変動幅
株式アセット	20.0%	50.0%	70.0%	±10%程度
明治安田日本株式マザーファンド	15.0%	30.0%	40.0%	±5%程度
明治安田アメリカ株式マザーファンド	2.5%	10.0%	15.0%	±5%程度
明治安田欧州株式マザーファンド	2.5%	10.0%	15.0%	±5%程度
債券アセット	77.0%	47.0%	27.0%	±10%程度
明治安田日本債券マザーファンド	62.0%	32.0%	17.0%	±5%程度
明治安田外国債券マザーファンド	15.0%	15.0%	10.0%	±5%程度
短期金融商品	3.0%	3.0%	3.0%	±5%程度

各ファンドの基準ポートフォリオの管理は、日々行います。基準ポートフォリオにおいて定める組入比率の変動幅を超過した場合は、調整売買を行い、基準ポートフォリオに戻します。（ただし、各マザーファンドの組入比率は、純資産総額に対してゼロ%を下限とします。）

基準ポートフォリオの変更は、原則として行いませんが、中長期的観点から必要と認められる場合は、見直しを行うことがあります。

資産配分の異なる3つのファンドによって、お客さまのリスク許容度に合わせた資産運用が可能です。



各ファンド間でスイッチングが可能です。詳しくは販売会社へお問合わせください。

外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンドの投資方針に対応します。

< 明治安田アメリカ株式マザーファンド >

原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。

< 明治安田欧州株式マザーファンド >

原則として行いません。

< 明治安田外国債券マザーファンド >

原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

< マザーファンドの運用手法 >

運用ファンド	運用会社（投資顧問会社）	運用手法
明治安田 日本株式 マザーファンド	明治安田アセット マネジメント株式会社	徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと中長期成長力の観点から市場に過小評価されていると判断される銘柄を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築します。

<p>明治安田 アメリカ株式 マザーファンド</p>	<p>明治安田アセット マネジメント株式会社</p>	<p>S&amp;P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用い、ポートフォリオを構築します。クオンツ・リサーチ、ポートフォリオ管理およびポートフォリオ評価に至る一連の業務は、運用チームに一元化されています。</p>
<p>明治安田 欧州株式 マザーファンド</p>	<p>ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド</p>	<p>経済・社会動向の調査や企業調査において、グローバル・ベースのアプローチを行うと同時に、データ化された調査結果に基づいた個別銘柄選定により、超過収益の獲得を目指した運用を行います。</p>
<p>明治安田 日本債券 マザーファンド</p>	<p>明治安田アセット マネジメント株式会社</p>	<p>ベンチマークに対してデュレーション・ニュートラル戦略を基本とし、信用リスク、流動性リスクに配慮しつつ、イールドカーブ戦略、個別銘柄選定を重視したアクティブ運用を行います。</p>
<p>明治安田 外国債券 マザーファンド</p>	<p>明治安田アセット マネジメント株式会社</p>	<p>ファンダメンタルズ分析を重視したトップダウン分析を踏まえ、通貨アロケーション戦略、デュレーション・イールドカーブ戦略や種別・銘柄戦略を策定、ポートフォリオ全体のリスクコントロールを行いつつ運用を行います。</p>



**(2)【ファンドの沿革】**

- 2000年 5月31日 信託契約の締結、ファンドの設定、運用開始
- 2004年 1月 1日 「YPWライフプランファンド20」から「安田ライフプランファンド20」へ、  
「YPWライフプランファンド50」から「安田ライフプランファンド50」へ、  
「YPWライフプランファンド70」から「安田ライフプランファンド70」へ、それぞれファンド名を変更
- 2010年10月 1日 ファンドの委託会社としての業務を安田投信投資顧問株式会社から明治安田アセットマネジメント株式会社に承継  
「安田ライフプランファンド20」から「明治安田ライフプランファンド20」へ、  
「安田ライフプランファンド50」から「明治安田ライフプランファンド50」へ、  
「安田ライフプランファンド70」から「明治安田ライフプランファンド70」へ、ファンド名変更  
「安田日本株マザーファンド」から「明治安田日本株式マザーファンド」へ、  
「安田欧州株マザーファンド」から「明治安田欧州株式マザーファンド」へ、  
「安田日本債券マザーファンド」から「明治安田日本債券マザーファンド」へ、  
「安田外国債券マザーファンド」から「明治安田外国債券マザーファンド」へ、  
「安田アメリカ株マザーファンド」から「明治安田アメリカ株式マザーファンド」へ、ファンド名変更
- 2010年10月 1日 投資対象である明治安田外国債券マザーファンドについて投資顧問会社を「UBSグローバル・アセット・マネジメント(US)・インク」から「UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド」に変更
- 2011年 4月 1日 投資対象である明治安田アメリカ株式マザーファンドに関し、UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカズ)インクとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社運用に変更
- 2019年 6月 7日 投資対象である明治安田外国債券マザーファンドに関し、UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドとの運用指図に関する権限の委託契約を解除し、自社運用に変更

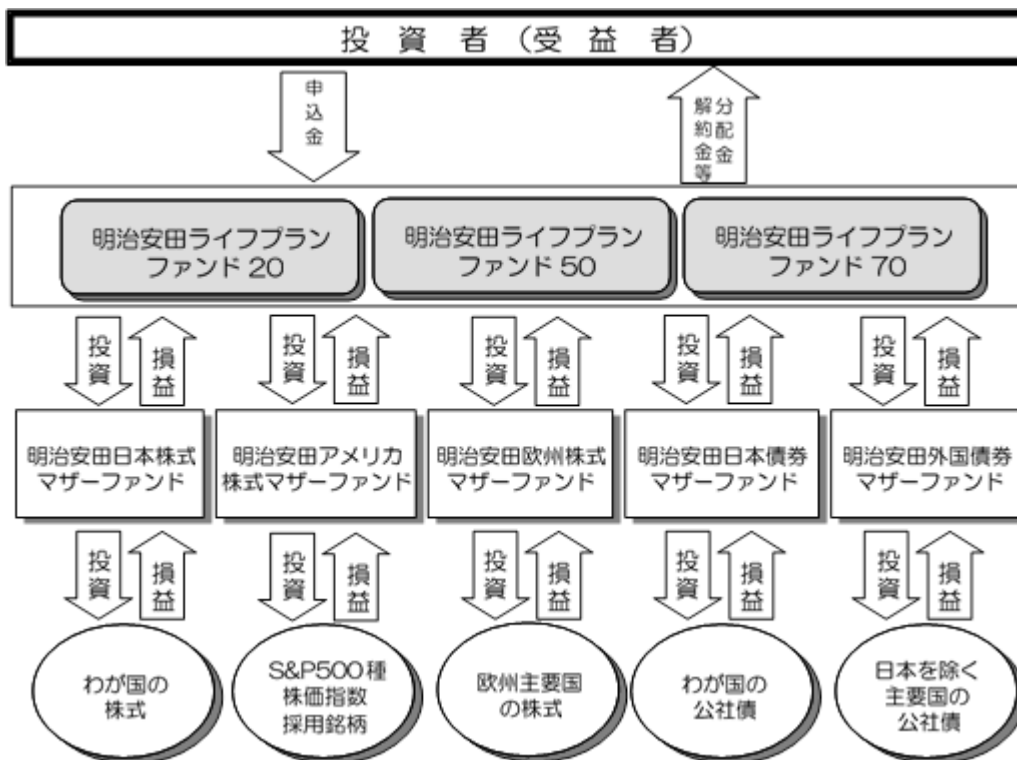
「明治安田ライフプランファンド」のマザーファンドである「明治安田日本株式マザーファンド」、「明治安田欧州株式マザーファンド」および「明治安田日本債券マザーファンド」については2000年1月28日に、「明治安田外国債券マザーファンド」については2000年3月24日に、「明治安田アメリカ株式マザーファンド」については2000年4月25日に、それぞれ信託契約が委託会社と受託会社の間で締結されています。

### （３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

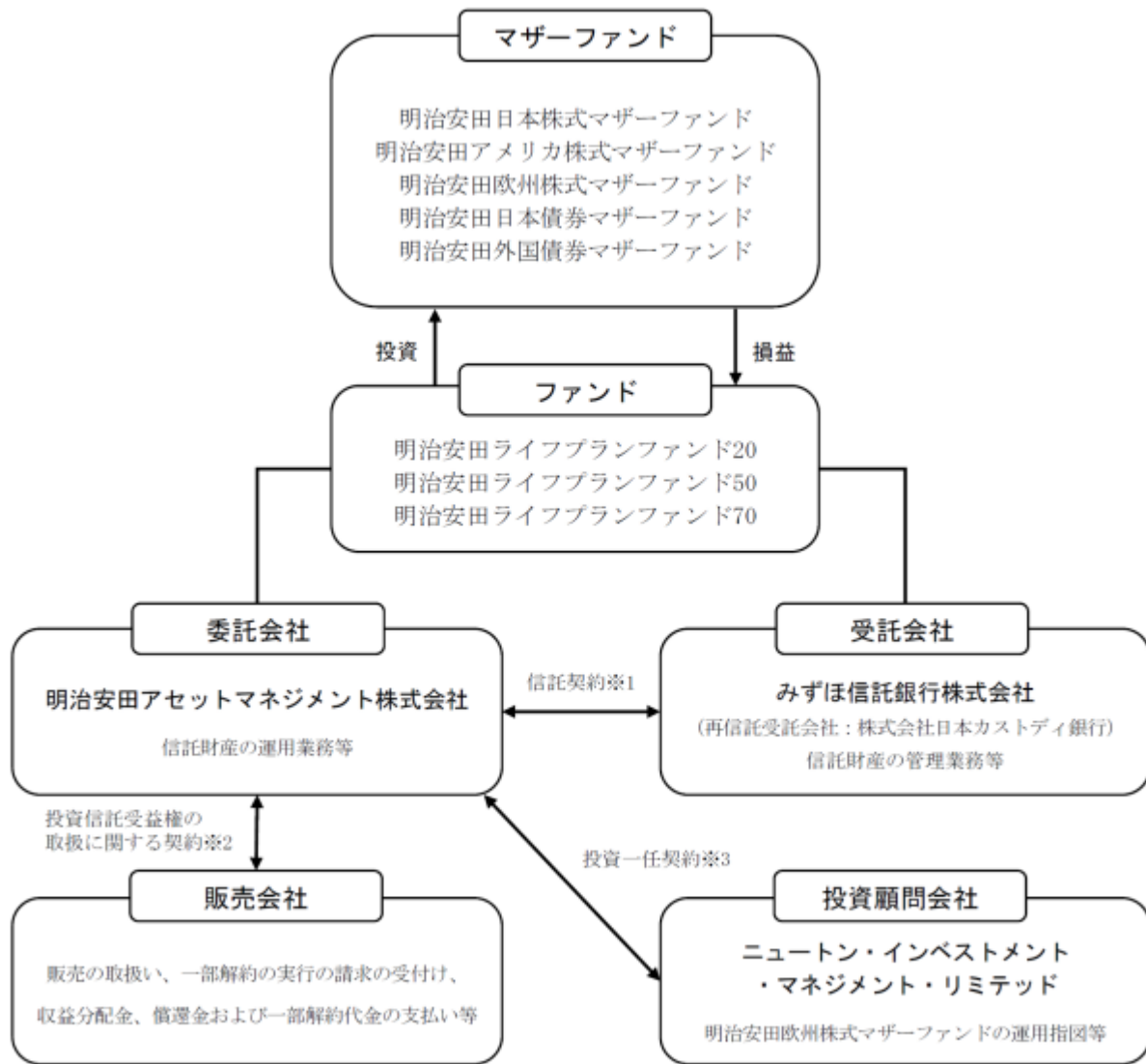
ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

委託会社等及びファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社  
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）及び運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）：みずほ信託銀行株式会社  
信託財産の保管・管理業務等を行います。  
（受託者は信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。）
3. 販売会社  
ファンドの販売会社としての募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。
4. 投資顧問会社  
ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド  
（「ニュートン社」ということがあります。）  
明治安田欧州株式マザーファンドの運用指図を行います。



### 1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

### 2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び解約の取扱い等を規定しています。

### 3 投資一任契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資一任契約」を締結しており、運用指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等を規定しています。

## 委託会社等の概況

1. 資本金：10億円（本書提出日現在）

2. 委託会社の沿革：

- 1986年11月 コスモ投信株式会社設立
- 1998年10月 ディーアンドシーキャピタルマネジメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更
- 2000年2月 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更
- 2000年7月 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社」に変更
- 2009年4月 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更
- 2010年10月 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	17,539株	92.86%
アリアンツ・グローバル・インベスターズ ゲー・エム・ベー・ハー	ドイツ, 60323 フランクフルト・アム・マイン, ボッケンハイマー・ラントシュトラッセ 42-44	1,261株	6.68%
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町2-2-2	87株	0.46%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### ・基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### ・運用方法

##### 投資対象

明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

##### 投資態度

1. 明治安田日本株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンドおよび明治安田外国債券マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。
2. 各ファンドについて、以下を基準ポートフォリオとして運用を行います。
  - <明治安田ライフプランファンド20>  
株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の20%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の80%程度とします。
  - <明治安田ライフプランファンド50>  
株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の50%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の50%程度とします。
  - <明治安田ライフプランファンド70>  
株式部分の組入比率の合計は、純資産総額の70%程度とし、公社債部分の組入比率の合計は、純資産総額の30%程度とします。
3. 各ファンドの基準ポートフォリオの変更は、原則として行いませんが、中長期的観点から必要と認められる場合は、見直しを行うことがあります。株式部分と公社債部分の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下10%程度以内に、各マザーファンド受益証券（短期金融商品を含みます。）の組入比率の変動幅は、それぞれ純資産総額に対して上下5%程度以内に抑制しつつ運用を行います（ただし、各マザーファンドの組入比率は、純資産総額に対してゼロ%を下限とします。）。
4. 設定・償還時および追加設定・解約等に伴う資金動向や市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
9. 外貨建資産の為替ヘッジは、各マザーファンド受益証券の投資方針に対応します。
  - <明治安田アメリカ株式マザーファンド>  
原則として行いません。ただし、市況動向等によっては行う場合があります。
  - <明治安田欧州株式マザーファンド>  
原則として行いません。
  - <明治安田外国債券マザーファンド>  
原則として行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。

## マザーファンドの投資方針

### <明治安田日本株式マザーファンド>

#### ・基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

#### ・運用方法

##### 投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

##### 投資態度

1. わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている株式に投資し、TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2. 銘柄選定にあたっては、徹底的な企業訪問調査をベースに、収益見通しと持続的成長性の観点から市場において過小評価されている企業を探し出し、これらを組込んだ分散ポートフォリオを構築し超過収益の獲得を目指します。
3. ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
4. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下、「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（株）東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、（株）東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、（株）東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、（株）東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

**< 明治安田アメリカ株式マザーファンド >**

## ・基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

## ・運用方法

## 投資対象

S&P500種株価指数採用銘柄を主要投資対象とします。

## 投資態度

1. S&P500種株価指数をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2. S&P500種株価指数採用銘柄を対象としたクオンツ手法を用いてポートフォリオを構築します。
3. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
4. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
8. 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等によって為替ヘッジを行う場合があります。

S&P500種株価指数（以下「S&P500」ということがあります。）とは、米国の上場、店頭銘柄のうち主要業種から選ばれた500銘柄で構成される市場全体の動きを表す代表的指数であり、時価総額加重平均指数です。「S&P500」は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーの所有する登録商標であり、当社に対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは、「本商品」を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また「本商品」への投資適合性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。

当ファンドにおけるクオンツ手法とは、マーケットや個別銘柄の株価変動に影響を与えるファクターの分解・解析した上で数値化し、計量分析によってポートフォリオ（ファンドの組入銘柄群）を構築する手法です。運用にあたっては、その結果に忠実に従って運用します。

本商品は、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）によって支持、保証、販売又は販売促進されるものではない。S&Pは、明示的にも暗示的にも、本商品の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または本商品に関する投資について、またS&P500が市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、何ら表明、条件付け又は保証するものではない。S&Pの当社に対する唯一の関係は、S&P及びS&P500の登録商標についての利用許諾を与えることである。S&Pは、S&P500に関する決定、作成及び計算において、当社又は本商品の所有者の要求等を考慮に入れずに行う。S&Pは本商品の販売に関する時期、価格の決定、又は本商品を現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていない。S&Pは、本商品の管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を何ら負うものではない。

S&Pは、S&P500の計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではない。S&Pは、S&P500に含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負わない。S&Pは、S&P500又はそれらに含まれるデータの使用により、当社、本商品の所有者又はその他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しない。S&Pは、S&P500又はそれらに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではないことを明示し、かつそれに関して明示もしくは暗示の保証を行わない。以上のことに関わらず、特定の、罰則的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&Pが責任を負うことはない。

## < 明治安田欧州株式マザーファンド >

### ・基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

### ・運用方法

#### 投資対象

欧州主要国の株式を主要投資対象とします。

#### 投資態度

1. 欧州各国の株式に投資し、MSCIヨーロッパ指数をベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
2. グローバルな産業、市場、経済動向の分析、把握をベースに、産業および株式分析チームの調査や市場動向、テーマ性を勘案のうえ、欧州株式市場の中から、持続的な競争力優位を有する銘柄を厳選し、分散投資に配慮しつつ総合的にポートフォリオを構築します。
3. ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。
4. 欧州主要国の株式等の運用指図に関する権限は、ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。
5. 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
8. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
9. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けを行うことができます。
10. 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

MSCIヨーロッパ指数とは、欧州諸国企業の株価から構成される指数（インデックス）です。MSCIインデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。MSCIインデックスに関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いてインデックスの全部または一部を複製、頒布、使用などすることは禁じられております。またこれらの情報は、信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。



## < 明治安田日本債券マザーファンド >

### ・基本方針

この投資信託は、主として公社債への投資を行うことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

### ・運用方法

#### 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

#### 投資態度

1. わが国の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
2. FTSE日本国債インデックスをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
3. 投資に際しては、内外いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
4. 投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、金利動向予測、イールドカーブ分析等を行い、国債、政府保証債、公共債等をポートフォリオの核とし、信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスクの低減を図りつつ投資を行います。
5. 公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
6. 原則としてわが国の公社債に投資するファンドですが、わが国の公社債と比べて投資妙味が高いと判断される場合には、タイミングを見て、外国の公社債に投資する場合があります。この場合、為替はフルヘッジとします。
7. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
8. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
9. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
10. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

FTSE日本国債インデックスは、日本の代表的な国債の総合投資利回りを市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。FTSE日本国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

格付けとは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（信用格付業者）が評価した意見です。格付けが高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては、格付けが高いほど有利な条件で発行できるため、一般的に、格付けが高い債券ほど利回りは低く、格付けが低い債券ほど利回りは高くなります。以下同じ。

## < 明治安田外国債券マザーファンド >

### ・基本方針

この投資信託は、主として日本を除く主要国の公社債への投資を行うことにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

### ・運用方法

#### 投資対象

日本を除く主要国の公社債を主要投資対象とします。

#### 投資態度

1. 日本を除く主要国の公社債を中心に投資を行い、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
2. FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果を目指します。
3. 投資に際しては、いずれかの評価機関からBBB格あるいはBBB格相当以上の格付を得ている信用度の高い銘柄とします。格付を取得していない公社債については、委託会社が同等の信用力があると判断した場合には投資を行うことがあります。
4. （削除）
5. ポートフォリオの構築にあたっては、市場のファンダメンタルズ分析、バリュエーション分析、センチメント分析等を行いつつ、信用リスク、流動性リスクおよび分散投資に配慮しながら、ポートフォリオ全体のリスク低減を図りつつ、投資を行います。
6. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、運用効率の向上を図るため、外貨のエクスポージャーの調整を行う場合があります。
7. 公社債の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
8. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。
9. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。
10. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
11. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付を行うことができます。

FTSE世界国債インデックスは、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

**（２）【投資対象】**

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

運用の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として1. から5. までの明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された、マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）ならびに次の6. から27. までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 明治安田日本株式マザーファンド

2. 明治安田欧州株式マザーファンド

3. 明治安田アメリカ株式マザーファンド

4. 明治安田日本債券マザーファンド

5. 明治安田外国債券マザーファンド

6. 株券または新株引受権証券

7. 国債証券

8. 地方債証券

9. 特別の法律により法人の発行する債券

10. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

11. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

12. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

13. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

14. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

15. コマーシャル・ペーパー

16. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

17. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、6. から16. の証券または証書の性質を有するもの

18. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

19. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

20. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

21. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）

22. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

23. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

24. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

25. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

26. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

27. 外国の者に対する権利で前26. の有価証券の性質を有するもの

なお、6. の証券または証書、17. ならびに22. の証券または証書のうち6. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、7. から11. までの証券ならびに17. および22. の証券または証書の

うち7. から11. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、18. および19. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5. の権利の性質を有するもの

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### （3）【運用体制】

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

各マザーファンドの運用につきましては、前記「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 <マザーファンドの運用手法>」ならびに「2 投資方針 マザーファンドの投資方針」をご覧ください。

各ファンドの基準ポートフォリオの管理は、明治安田アセットマネジメント株式会社において日々行います。基準ポートフォリオにおいて定める組入比率の変動幅を超過した場合は、調整売買を行い、当初の基準ポートフォリオに戻します。

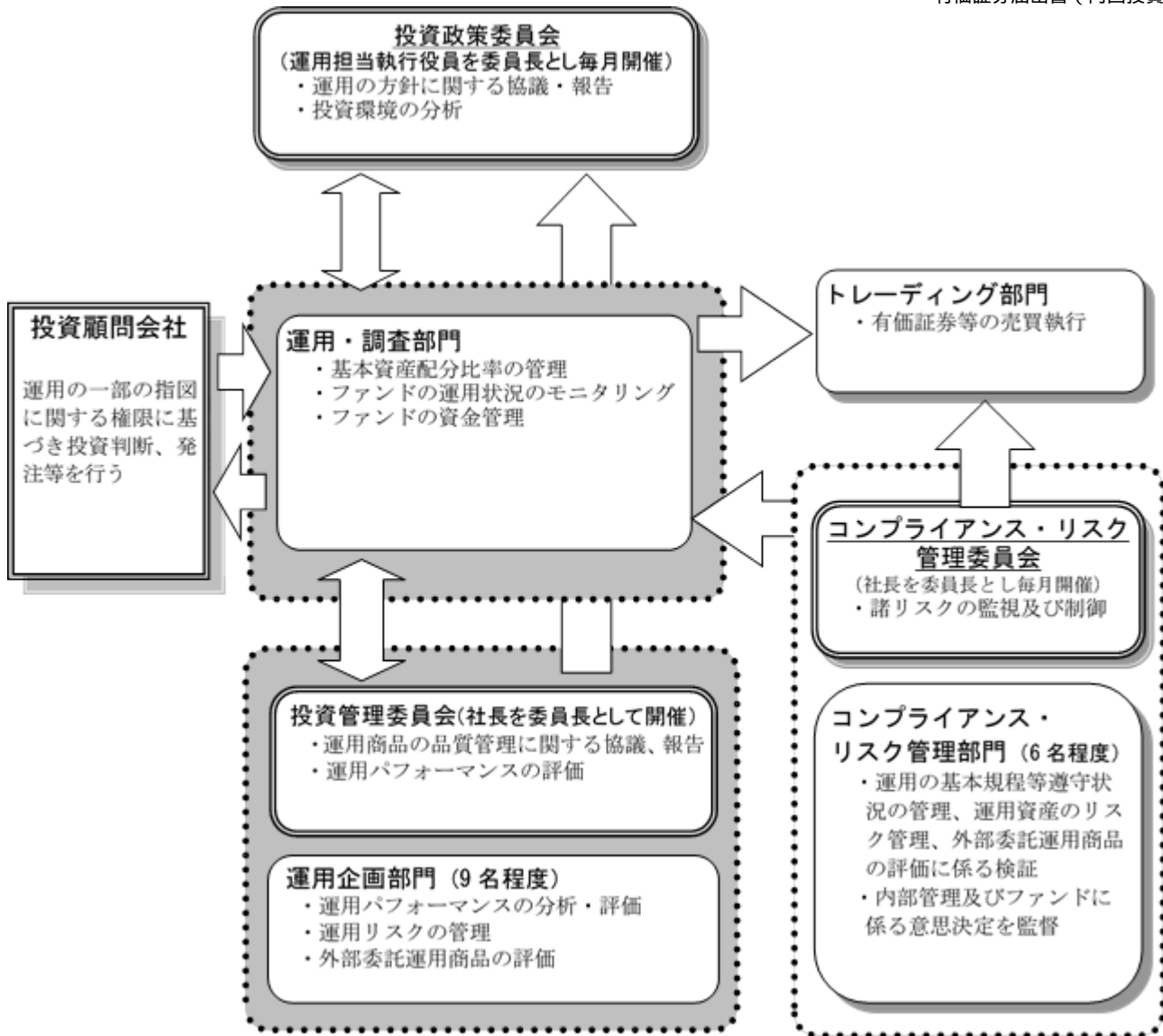
当ファンドの委託会社における運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。

ファンドの運用担当者は、ファンドコンセプト、運用の基本規程等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき運用を行います。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況のチェック、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。

投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門および投資顧問会社にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。  
また、委託会社のホームページ (<https://www.myam.co.jp/>) の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」及び基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。  
ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

#### < 受託会社に対する管理体制 >

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

**（４）【分配方針】**

年１回（毎年５月２０日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて、収益の分配を行います。

分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して５営業日までにお支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

**（５）【投資制限】**

投資信託約款に基づく投資制限

**<明治安田ライフプランファンド20>**

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の35%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

**<明治安田ライフプランファンド50>**

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の65%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下とします。

**<明治安田ライフプランファンド70>**

- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の85%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。

**<各ファンド共通>**

投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 前1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

同一銘柄の株式等への投資制限

1. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超える投資の指図をしません。
2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

#### 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

#### 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前1.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - b. 株式分割により取得する株券
  - c. 有償増資により取得する株券
  - d. 売出により取得する株券
  - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
  - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前e.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### 先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。)
2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。



### デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

### 有価証券の貸付の指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債について次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

### 公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において行う信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前1. の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

### 公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前1. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
4. 前1. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

### 外国為替予約の指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 前1. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 前2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

### 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 法律等で規制される投資制限

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める主なものは以下の通りです。

##### < 同一株式の投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

##### < 投資運用業に関する禁止行為 >

運用財産に関し、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドの主なリスクと留意点

明治安田ライフプランファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、国内外の株式および債券等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

値動きの主な要因

##### 1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 2. 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 3. 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 4. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

##### その他の留意点

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

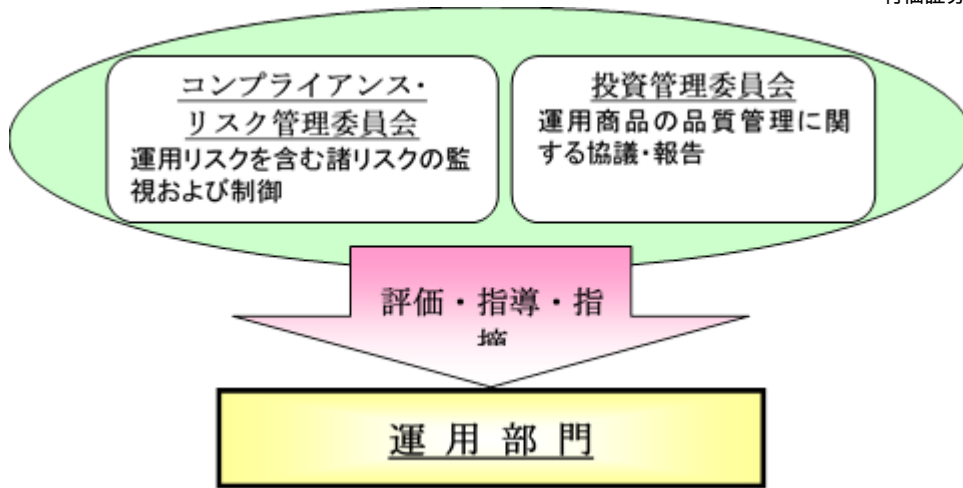
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

#### (2) リスクに対する管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。

投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



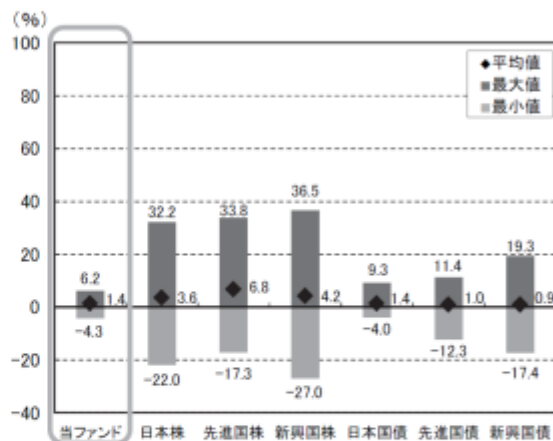
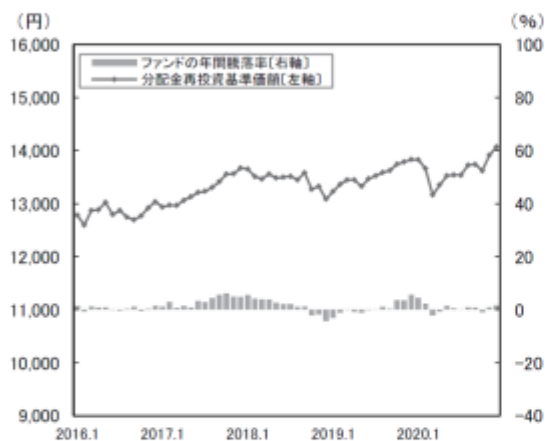
ファンドのリスク管理体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。

## (3) 参考情報

当ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資基準価額の推移当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2016年1月～2020年12月

## ◆明治安田ライフプランファンド 20



※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出してあり、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(以下、各ファンドにおいて同じ。)

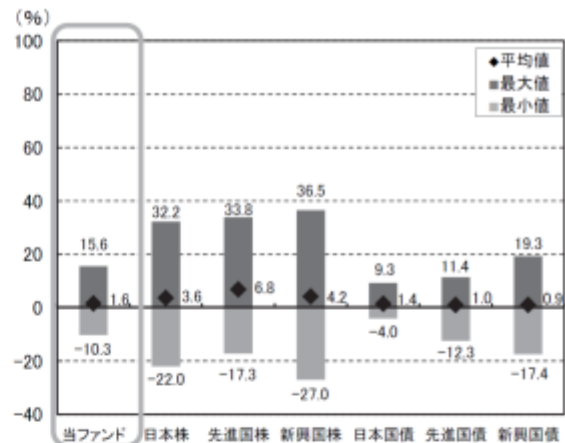
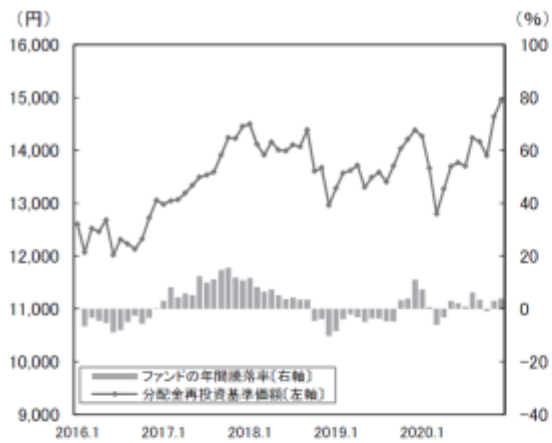
※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

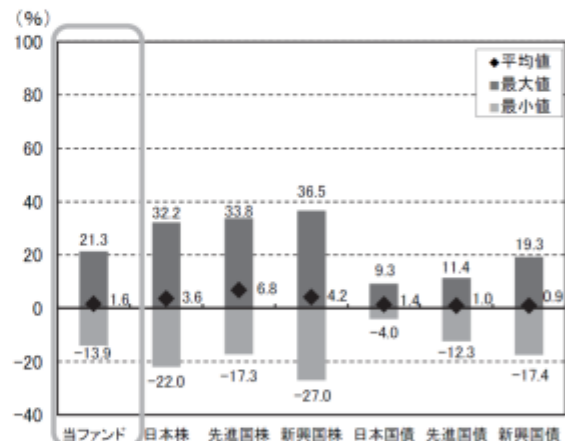
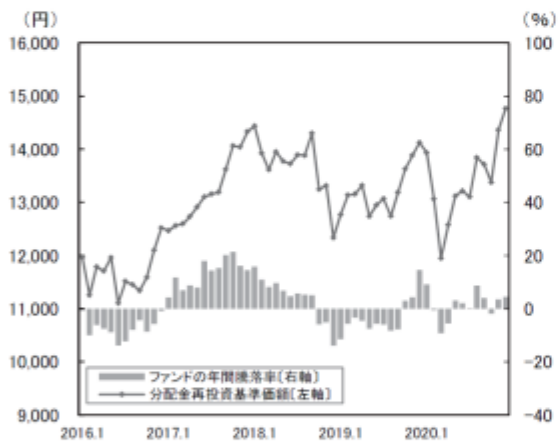
※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(以下、各ファンドにおいて同じ。)

## ◆明治安田ライフプランファンド 50



## ◆明治安田ライフプランファンド 70



## &lt;各資産クラスの指数について&gt;

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村証券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

## < 代表的な資産クラスの指数について >

**東証株価指数（TOPIX）**は、東京証券取引所 市場第一部（以下、東証市場第一部ということがあります。）の時価総額の動きをあらわす株価指数であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が算出、公表を行っています。東証市場第一部に上場しているすべての銘柄を計算の対象としていますので、日本の株式市場のほぼ全体の資産価値の動きを表しています。

東証株価指数（TOPIX）は東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関する全ての権利およびTOPIXの商標に関する全ての権利は東京証券取引所が有します。東京証券取引所はTOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。東京証券取引所はTOPIXの商標の使用若しくはTOPIXの指数の利用に関して得られる結果について何ら保証、言及をするものではありません。

**MSCI-KOKUSAI**は、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**MSCIエマージング・マーケット・インデックス**は、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**NOMURA - BPI（国債）**は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村證券株式会社の知的財産です。野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**FTSE世界国債インデックス**は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

**JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）**は、J.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。

購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合は、購入時手数料はかかりません。

分配金再投資コースの場合、収益分配金は税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

各ファンド間では、スイッチングが可能です。

スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。

詳しくは販売会社までお問合わせください。

### (2)【換金（解約）手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありませぬ。

### (3)【信託報酬等】

信託報酬

ファンドの純資産総額に対し、下記の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。委託会社、販売会社、受託会社間の配分については、次の通りとします。

<内訳>

配分	料率（年率）		
	明治安田ライフプラン ファンド20	明治安田ライフプラン ファンド50	明治安田ライフプラン ファンド70
委託会社	0.495%（税抜0.45%）	0.605%（税抜0.55%）	0.671%（税抜0.61%）
販売会社	0.407%（税抜0.37%）	0.583%（税抜0.53%）	0.66%（税抜0.6%）
受託会社	0.055%（税抜0.05%）	0.077%（税抜0.07%）	0.088%（税抜0.08%）
合計	0.957%（税抜0.87%）	1.265%（税抜1.15%）	1.419%（税抜1.29%）

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類（目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等）の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。



**投資顧問報酬**

委託会社の報酬には次のマザーファンドの運用権限の一部を委託している投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問会社への投資顧問報酬額は、以下の方法で算出された投資顧問報酬額のうち、ファンドに係る金額の合計となります。

ファンド名	投資顧問会社	算出方法
明治安田欧州株式マザーファンド	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	マザーファンドの平均純資産総額が100億円以下に対応する部分に年10,000分の50の率、平均純資産総額が100億円超に対応する部分に年10,000分の45の率を乗じて得た額

明治安田欧州株式マザーファンドの平均純資産総額とは、当該マザーファンドの毎計算期間を、最初の6ヵ月間と後半の6ヵ月間とに区分し、それぞれの期間における当該マザーファンドの毎日の信託財産の純資産総額を合計した金額を当該運用日数（休日を含む）で除して得られる額です。

**（４）【その他の手数料等】**

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に、明治安田ライフプランファンド20は年0.0044%（税抜0.004%）、明治安田ライフプランファンド50は年0.0066%（税抜0.006%）、明治安田ライフプランファンド70は年0.011%（税抜0.01%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

**（５）【課税上の取扱い】**

個人、法人別の課税の取扱いについて

**1. 個人の受益者に対する課税****< 収益分配金の課税 >**

収益分配金のうち普通分配金が配当所得として課税されます。

原則として、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。

なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

## &lt; 一部解約時および償還時の課税 &gt;

一部解約時および償還時の譲渡益（一部解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得として課税されます。原則として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、以下の税率で源泉徴収され、申告は不要となります。

税率
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）

## &lt; 損益通算について &gt;

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。）の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問合わせください。

## 2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

税率
15.315%（所得税のみ）

## 3. 確定拠出年金制度にかかる受益者に対する課税上の取扱い

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用され、当ファンドの収益分配時、一部解約時および償還時における課税は、行われません。

## 個別元本について

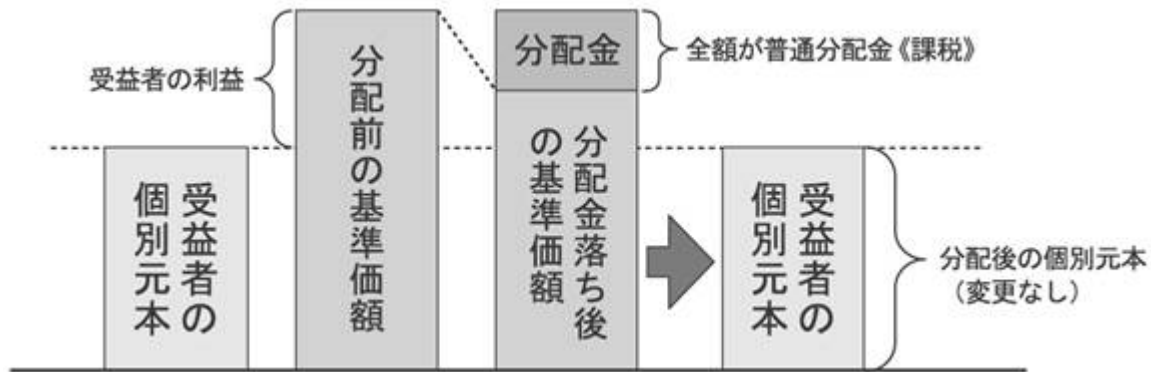
- 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一の販売会社であっても複数口座で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該口座毎に、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## 収益分配金について

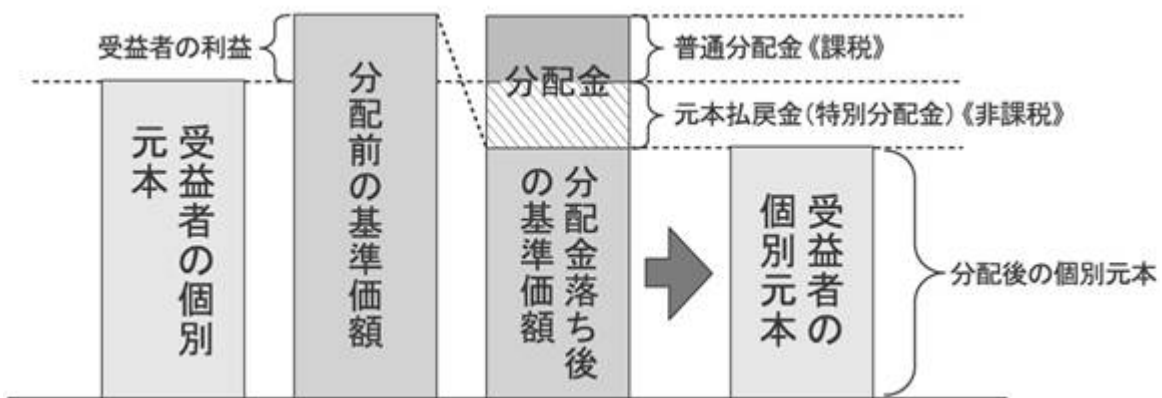
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）があります。

1. 収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金（課税）となります。
2. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

### 1. の場合



### 2. の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。

#### < 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）、ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合 >

NISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

ジュニアNISA（ニーサ）をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。未成年者のために、原則として親権者等が代理で運用を行い、18歳まで払出しが制限されます。ご利用になることができるのは、20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社へお問合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2020年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。

**5【運用状況】**

以下は2020年12月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に記載されます。

**【明治安田ライフプランファンド20】****(1)【投資状況】**

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,764,647,477	97.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		54,627,672	3.00
合計(純資産総額)		1,819,275,149	100.00

**(2)【投資資産】****【投資有価証券の主要銘柄】****イ. 評価額上位銘柄明細**

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田 日本債券マザーファンド	717,635,404	1.5591	1,118,908,864	1.5701	1,126,759,347	61.93
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田 日本株式マザーファンド	178,083,796	1.2565	223,764,364	1.5364	273,607,944	15.04
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田 外国債券マザーファンド	89,382,215	2.9340	262,251,670	3.0523	272,821,334	15.00
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田 欧州株式マザーファンド	20,716,103	1.7443	36,135,099	2.2226	46,043,610	2.53
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田 アメリカ株式マザーファン ド	13,731,403	2.7606	37,906,912	3.3074	45,415,242	2.50

**ロ. 種類別投資比率**

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.00
合計	97.00

**【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】  
【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11期計算期間末（2011年 5月20日）	1,513,536,649	1,513,536,649	10,010	10,010
第12期計算期間末（2012年 5月21日）	1,519,506,679	1,519,506,679	9,933	9,933
第13期計算期間末（2013年 5月20日）	1,597,488,831	1,619,445,897	11,641	11,801
第14期計算期間末（2014年 5月20日）	1,507,924,673	1,523,298,374	11,770	11,890
第15期計算期間末（2015年 5月20日）	1,479,740,803	1,498,212,637	12,817	12,977
第16期計算期間末（2016年 5月20日）	1,551,763,666	1,559,010,289	12,848	12,908
第17期計算期間末（2017年 5月22日）	1,604,330,251	1,616,701,522	12,968	13,068
第18期計算期間末（2018年 5月21日）	1,667,112,133	1,683,405,810	13,301	13,431
第19期計算期間末（2019年 5月20日）	1,716,101,990	1,722,701,574	13,002	13,052
第20期計算期間末（2020年 5月20日）	1,678,565,480	1,687,611,441	12,989	13,059
2019年12月末日	1,769,052,273		13,479	
2020年 1月末日	1,777,060,168		13,474	
2月末日	1,758,778,470		13,313	
3月末日	1,664,650,319		12,826	
4月末日	1,676,925,398		13,010	
5月末日	1,658,276,490		13,106	
6月末日	1,654,340,761		13,125	
7月末日	1,661,270,197		13,119	
8月末日	1,688,518,837		13,302	
9月末日	1,696,167,053		13,317	
10月末日	1,676,342,583		13,200	
11月末日	1,713,869,184		13,485	
12月末日	1,819,275,149		13,636	

## 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第11期計算期間	2010年 5月21日～2011年 5月20日	0
第12期計算期間	2011年 5月21日～2012年 5月21日	0
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	160
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	120
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	160
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	60
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	100
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	130
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	50

第20期計算期間	2019年 5月21日 ~ 2020年 5月20日	70
----------	---------------------------	----

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第11期計算期間	2010年 5月21日～2011年 5月20日	0.18
第12期計算期間	2011年 5月21日～2012年 5月21日	0.77
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	18.81
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	2.14
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	10.25
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	0.71
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	1.71
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	3.57
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	1.87
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	0.44
第21期中間計算期間	2020年 5月21日～2020年11月20日	3.60

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第11期計算期間	2010年 5月21日～2011年 5月20日	205,553,861	150,636,658
第12期計算期間	2011年 5月21日～2012年 5月21日	170,654,993	152,939,294
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	156,031,692	313,502,123
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	206,295,328	297,470,198
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	211,304,674	337,956,858
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	185,524,396	132,243,463
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	168,164,097	138,807,496
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	200,526,817	184,294,138
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	213,096,140	146,539,057
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	275,362,124	302,998,876
第21期中間計算期間	2020年 5月21日～2020年11月20日	72,215,005	99,324,885



## 【明治安田ライフプランファンド50】

## (1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,963,875,272	96.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		60,851,013	3.01
合計(純資産総額)		2,024,726,285	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田 日本債券マザーファンド	410,695,670	1.5591	640,334,387	1.5701	644,833,271	31.85
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田 日本株式マザーファンド	397,447,794	1.2500	496,809,743	1.5364	610,638,790	30.16
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田 外国債券マザーファンド	99,206,675	2.9320	290,879,432	3.0523	302,808,534	14.96
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田 欧州株式マザーファンド	91,866,093	1.7384	159,700,017	2.2226	204,181,578	10.08
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田 アメリカ株式マザーファンド	60,897,714	2.7397	166,843,478	3.3074	201,413,099	9.95

## ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	96.99
合計	96.99

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11期計算期間末（2011年 5月20日）	1,127,554,569	1,127,554,569	8,523	8,523
第12期計算期間末（2012年 5月21日）	1,129,237,185	1,129,237,185	8,114	8,114
第13期計算期間末（2013年 5月20日）	1,609,848,442	1,634,310,504	11,188	11,358
第14期計算期間末（2014年 5月20日）	1,534,424,135	1,549,406,724	11,266	11,376
第15期計算期間末（2015年 5月20日）	1,632,678,151	1,656,097,373	13,246	13,436
第16期計算期間末（2016年 5月20日）	1,587,944,695	1,595,637,033	12,386	12,446
第17期計算期間末（2017年 5月22日）	1,673,845,057	1,695,564,710	13,101	13,271
第18期計算期間末（2018年 5月21日）	1,852,187,300	1,876,240,202	13,861	14,041
第19期計算期間末（2019年 5月20日）	1,810,507,848	1,818,862,886	13,002	13,062
第20期計算期間末（2020年 5月20日）	1,817,409,866	1,828,728,857	12,845	12,925
2019年12月末日	1,964,116,115		13,886	
2020年 1月末日	1,948,525,475		13,773	
2月末日	1,863,970,245		13,189	
3月末日	1,742,698,907		12,353	
4月末日	1,804,839,982		12,809	
5月末日	1,858,109,403		13,136	
6月末日	1,839,643,007		13,210	
7月末日	1,839,743,097		13,142	
8月末日	1,914,666,587		13,660	
9月末日	1,910,802,121		13,589	
10月末日	1,880,066,854		13,334	
11月末日	1,961,686,655		14,041	
12月末日	2,024,726,285		14,340	

## 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第11期計算期間	2010年 5月21日～2011年 5月20日	0
第12期計算期間	2011年 5月21日～2012年 5月21日	0
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	170
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	110
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	190
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	60
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	170
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	180
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	60

第20期計算期間	2019年 5月21日 ~ 2020年 5月20日	80
----------	---------------------------	----

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第11期計算期間	2010年 5月21日～2011年 5月20日	0.54
第12期計算期間	2011年 5月21日～2012年 5月21日	4.80
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	39.98
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	1.68
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	19.26
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	6.04
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	7.15
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	7.18
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	5.76
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	0.59
第21期中間計算期間	2020年 5月21日～2020年11月20日	8.55

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第11期計算期間	2010年 5月21日～2011年 5月20日	210,976,569	77,278,821
第12期計算期間	2011年 5月21日～2012年 5月21日	187,063,624	118,249,631
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	170,537,624	123,306,209
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	172,912,123	249,803,387
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	149,805,652	279,268,559
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	147,501,360	98,035,590
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	131,528,610	135,958,384
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	211,608,074	152,962,400
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	188,413,904	132,179,818
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	150,603,421	128,235,904
第21期中間計算期間	2020年 5月21日～2020年11月20日	80,254,766	103,402,762

## 【明治安田ライフプランファンド70】

## (1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,204,701,422	96.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		37,342,423	3.01
合計(純資産総額)		1,242,043,845	100.00

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田 日本株式マザーファンド	322,630,083	1.2500	403,319,338	1.5364	495,688,859	39.91
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田 日本債券マザーファンド	134,114,032	1.5590	209,089,688	1.5701	210,572,441	16.95
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田 欧州株式マザーファンド	84,978,772	1.7409	147,939,545	2.2226	188,873,818	15.21
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田 アメリカ株式マザーファンド	56,111,995	2.7418	153,851,093	3.3074	185,584,812	14.94
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田 外国債券マザーファンド	40,619,039	2.9371	119,304,713	3.0523	123,981,492	9.98

## ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	96.99
合計	96.99

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】  
【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第11期計算期間末（2011年 5月20日）	621,223,478	621,223,478	7,477	7,477
第12期計算期間末（2012年 5月21日）	636,128,788	636,128,788	6,935	6,935
第13期計算期間末（2013年 5月20日）	994,517,785	1,009,809,632	10,406	10,566
第14期計算期間末（2014年 5月20日）	895,530,743	903,204,876	10,503	10,593
第15期計算期間末（2015年 5月20日）	972,157,496	986,420,654	12,950	13,140
第16期計算期間末（2016年 5月20日）	873,057,777	876,815,328	11,617	11,667
第17期計算期間末（2017年 5月22日）	970,236,126	984,015,764	12,674	12,854
第18期計算期間末（2018年 5月21日）	1,108,467,595	1,124,660,630	13,691	13,891
第19期計算期間末（2019年 5月20日）	1,081,648,550	1,086,835,587	12,512	12,572
第20期計算期間末（2020年 5月20日）	1,069,960,070	1,076,989,478	12,177	12,257
2019年12月末日	1,184,700,824		13,602	
2020年 1月末日	1,169,052,467		13,420	
2月末日	1,098,871,019		12,577	
3月末日	1,005,464,201		11,505	
4月末日	1,065,168,148		12,112	
5月末日	1,091,805,652		12,553	
6月末日	1,089,256,122		12,644	
7月末日	1,083,882,072		12,535	
8月末日	1,142,470,480		13,242	
9月末日	1,144,795,188		13,120	
10月末日	1,119,630,555		12,797	
11月末日	1,200,565,922		13,742	
12月末日	1,242,043,845		14,125	

## 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第11期計算期間	2010年 5月21日～2011年 5月20日	0
第12期計算期間	2011年 5月21日～2012年 5月21日	0
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	160
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	90
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	190
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	50
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	180
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	200
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	60

第20期計算期間	2019年 5月21日 ~ 2020年 5月20日	80
----------	---------------------------	----

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第11期計算期間	2010年 5月21日～2011年 5月20日	0.85
第12期計算期間	2011年 5月21日～2012年 5月21日	7.25
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	52.36
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	1.80
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	25.11
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	9.91
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	10.65
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	9.60
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	8.17
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	2.04
第21期中間計算期間	2020年 5月21日～2020年11月20日	11.75

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## （４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第11期計算期間	2010年 5月21日～2011年 5月20日	178,522,513	80,532,712
第12期計算期間	2011年 5月21日～2012年 5月21日	171,892,741	85,392,665
第13期計算期間	2012年 5月22日～2013年 5月20日	171,089,795	132,664,153
第14期計算期間	2013年 5月21日～2014年 5月20日	221,336,132	324,395,123
第15期計算期間	2014年 5月21日～2015年 5月20日	189,452,574	291,441,480
第16期計算期間	2015年 5月21日～2016年 5月20日	145,158,448	144,340,770
第17期計算期間	2016年 5月21日～2017年 5月22日	117,765,866	103,740,639
第18期計算期間	2017年 5月23日～2018年 5月21日	133,429,299	89,312,997
第19期計算期間	2018年 5月22日～2019年 5月20日	144,869,495	90,014,998
第20期計算期間	2019年 5月21日～2020年 5月20日	135,439,858	121,270,055
第21期中間計算期間	2020年 5月21日～2020年11月20日	65,814,668	72,978,555



(参考)

. 明治安田日本株式マザーファンド

(1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	3,843,570,510	99.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		29,097,342	0.75
合計(純資産総額)		3,872,667,852	100.00

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	19,300	7,261.14	140,140,002	7,957.00	153,570,100	3.97
2	日本	株式	ソニー	電気機器	11,900	8,299.83	98,768,009	10,285.00	122,391,500	3.16
3	日本	株式	ソフトバンクグル ープ	情報・通信業	10,700	6,780.93	72,556,020	8,058.00	86,220,600	2.23
4	日本	株式	三菱UFJフィナン シャル・グループ	銀行業	182,600	467.63	85,389,238	456.10	83,283,860	2.15
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	30,000	2,395.25	71,857,500	2,645.50	79,365,000	2.05
6	日本	株式	村田製作所	電気機器	8,300	8,374.52	69,508,589	9,320.00	77,356,000	2.00
7	日本	株式	日本電産	電気機器	5,900	10,448.10	61,643,803	12,980.00	76,582,000	1.98
8	日本	株式	日野自動車	輸送用機器	74,600	834.66	62,265,791	879.00	65,573,400	1.69
9	日本	株式	ファナック	電気機器	2,400	20,551.76	49,324,224	25,360.00	60,864,000	1.57
10	日本	株式	三井物産	卸売業	29,600	1,802.38	53,350,448	1,889.50	55,929,200	1.44
11	日本	株式	日本電気	電気機器	10,000	5,587.00	55,870,074	5,540.00	55,400,000	1.43
12	日本	株式	I D O M	卸売業	98,400	536.42	52,783,947	547.00	53,824,800	1.39
13	日本	株式	日本光電工業	電気機器	13,900	3,446.38	47,904,777	3,840.00	53,376,000	1.38
14	日本	株式	味の素	食料品	22,800	2,221.73	50,655,484	2,337.50	53,295,000	1.38
15	日本	株式	三菱ケミカル ホールディングス	化学	79,200	633.41	50,166,072	624.20	49,436,640	1.28
16	日本	株式	ヤクルト本社	食料品	9,500	5,456.22	51,834,090	5,200.00	49,400,000	1.28
17	日本	株式	岩谷産業	卸売業	7,700	4,609.67	35,494,459	6,360.00	48,972,000	1.26
18	日本	株式	ワールド	繊維製品	38,700	1,899.03	73,492,533	1,253.00	48,491,100	1.25
19	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	6,900	6,419.61	44,295,343	6,885.00	47,506,500	1.23
20	日本	株式	ヘリオス	医薬品	24,000	1,736.81	41,683,532	1,967.00	47,208,000	1.22
21	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	29,600	1,644.76	48,685,015	1,594.00	47,182,400	1.22
22	日本	株式	花王	化学	5,900	8,001.21	47,207,151	7,970.00	47,023,000	1.21
23	日本	株式	リクルート ホールディングス	サービス業	10,700	4,143.97	44,340,479	4,321.00	46,234,700	1.19
24	日本	株式	任天堂	その他製品	700	57,636.19	40,345,333	65,830.00	46,081,000	1.19

25	日本	株式	HOYA	精密機器	3,100	13,139.02	40,730,962	14,270.00	44,237,000	1.14
26	日本	株式	北陸電力	電気・ガス業	65,400	744.41	48,684,608	672.00	43,948,800	1.13
27	日本	株式	富士フイルム ホールディングス	化学	8,000	5,401.97	43,215,799	5,438.00	43,504,000	1.12
28	日本	株式	東芝	電気機器	15,000	2,935.94	44,039,100	2,885.00	43,275,000	1.12
29	日本	株式	スクウェア・エニッ クス・ホールディン グス	情報・通信業	6,900	5,904.92	40,744,011	6,260.00	43,194,000	1.12
30	日本	株式	堀場製作所	電気機器	7,000	5,572.15	39,005,109	6,050.00	42,350,000	1.09

#### ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	1.12
		食料品	2.76
		繊維製品	2.03
		化学	5.79
		医薬品	5.42
		石油・石炭製品	0.66
		ガラス・土石製品	2.34
		鉄鋼	0.29
		非鉄金属	1.62
		金属製品	0.02
		機械	6.26
		電気機器	18.98
		輸送用機器	8.41
		精密機器	1.63
		その他製品	3.01
		電気・ガス業	1.13
		陸運業	2.96
		空運業	0.84
		情報・通信業	11.31
		卸売業	4.38
小売業	4.66		
銀行業	4.20		
証券、商品先物取引業	0.91		
保険業	1.55		
その他金融業	1.03		
不動産業	2.22		
サービス業	3.70		
合計			99.25

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## . 明治安田アメリカ株式マザーファンド

## (1) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	2,764,974,358	94.07
投資信託受益証券	アメリカ	80,198,585	2.73
投資証券	アメリカ	70,215,383	2.39
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		23,952,101	0.81
合計(純資産総額)		2,939,340,427	100.00

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ ハードウェア および機器	13,470	7,317.44	98,566,051	13,959.04	188,028,336	6.40
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・ サービス	6,870	18,502.69	127,113,515	23,199.52	159,380,737	5.42
3	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	375	252,407.52	94,652,820	343,827.00	128,935,125	4.39
4	アメリカ	投資信託 受益証券	SPDR S&P 500 ETF TRUST		2,086	36,434.06	76,001,470	38,446.10	80,198,585	2.73
5	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	メディア・ 娯楽	1,890	18,864.94	35,654,746	28,646.73	54,142,320	1.84
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・ 娯楽	290	136,105.05	39,470,467	181,928.15	52,759,166	1.79
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・ 娯楽	280	137,168.37	38,407,144	182,027.52	50,967,706	1.73
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・ 自動車部品	660	71,937.67	47,478,866	68,929.96	45,493,777	1.55
9	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	3,310	9,930.82	32,871,031	12,938.53	42,826,551	1.46
10	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・ パーソナル用品	2,640	13,103.10	34,592,184	14,326.47	37,821,881	1.29
11	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	ソフトウェア・ サービス	1,570	17,668.48	27,739,521	22,187.29	34,834,053	1.19
12	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	各種金融	1,460	19,833.70	28,957,210	23,760.49	34,690,323	1.18
13	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア機器・ サービス	940	30,250.97	28,435,921	35,950.72	33,793,681	1.15

14	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	2,030	15,724.75	31,921,253	15,953.49	32,385,585	1.10
15	アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	ソフトウェア・ サービス	900	27,680.04	24,912,036	35,879.31	32,291,379	1.10
16	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	小売	1,030	22,094.14	22,756,969	27,550.66	28,377,185	0.97
17	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS INC	電気通信 サービス	4,620	6,082.69	28,102,051	6,086.83	28,121,178	0.96
18	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・ 半導体製造装置	5,280	6,109.60	32,258,714	5,111.86	26,990,647	0.92
19	アメリカ	株式	COMCAST CORP- CLASS A	メディア・ 娯楽	4,660	3,941.28	18,366,365	5,335.42	24,863,081	0.85
20	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	2,950	8,639.14	25,485,477	8,426.96	24,859,561	0.85
21	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	テクノロジー・ ハードウェア および機器	5,240	4,373.91	22,919,289	4,620.24	24,210,058	0.82
22	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製造装置	450	33,278.35	14,975,260	53,585.05	24,113,275	0.82
23	アメリカ	株式	WALMART INC	食品・ 生活必需品 小売り	1,550	14,096.70	21,849,885	14,935.04	23,149,327	0.79
24	アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア・ サービス	430	35,615.38	15,314,616	51,968.38	22,346,406	0.76
25	アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア・ 娯楽	1,180	11,036.20	13,022,722	18,350.55	21,653,649	0.74
26	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製造装置	480	29,538.90	14,178,672	44,405.63	21,314,707	0.73
27	アメリカ	株式	MCDONALD'S CORP	消費者 サービス	950	19,767.49	18,779,124	22,015.48	20,914,711	0.71
28	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	5,440	3,611.11	19,644,466	3,834.67	20,860,632	0.71
29	アメリカ	株式	ACCENTURE PLC-CL A	ソフトウェア・ サービス	720	18,642.41	13,422,542	26,678.15	19,208,275	0.65
30	アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・ 半導体製造装置	1,150	11,942.86	13,734,295	16,682.13	19,184,450	0.65

## ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	2.49
		素材	2.74
		資本財	4.77
		商業・専門サービス	0.81
		運輸	2.37
		自動車・自動車部品	1.90
		耐久消費財・アパレル	1.64
		消費者サービス	2.22
		メディア・娯楽	8.49
		小売	7.27
		食品・生活必需品小売り	1.46
		食品・飲料・タバコ	3.12
		家庭用品・パーソナル用品	1.86
		ヘルスケア機器・サービス	5.88
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.58
		銀行	4.10
		各種金融	4.22
		保険	1.08
		ソフトウェア・サービス	14.17
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	7.88
電気通信サービス	1.66		
公益事業	2.64		
半導体・半導体製造装置	4.72		
投資信託受益証券			2.73
投資証券			2.39
合計			99.19

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## ・ 明治安田欧州株式マザーファンド

## ( 1 ) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	イギリス	425,484,438	21.08
	フランス	420,576,029	20.84
	ドイツ	349,558,830	17.32
	スイス	307,934,213	15.26
	オランダ	195,015,439	9.66
	デンマーク	96,717,676	4.79
	ノルウェー	60,566,720	3.00
	アイルランド	45,324,467	2.25
	スウェーデン	33,279,329	1.65
	アメリカ	31,602,414	1.57
	小計		1,966,059,555
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		52,371,254	2.59
合計(純資産総額)		2,018,430,809	100.00

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・ 半導体製造装置	1,372	34,003.55	46,652,881	50,310.28	69,025,711	3.42
2	ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウェア・ サービス	4,308	15,438.38	66,508,582	13,558.25	58,408,984	2.89
3	スイス	株式	ZURICH INSURANCE GROUP AG	保険	1,299	45,342.90	58,900,436	43,743.80	56,823,209	2.82
4	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG- GENUSSCHEIN	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	1,558	37,755.10	58,822,449	35,959.19	56,024,422	2.78
5	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	5,227	10,552.87	55,159,862	9,662.53	50,506,055	2.50
6	フランス	株式	WORLDLINE SA	ソフトウェア・ サービス	4,991	7,020.33	35,038,492	10,082.36	50,321,104	2.49
7	イギリス	株式	DIAGEO PLC	食品・飲料・タバコ	11,668	4,050.58	47,262,231	4,257.51	49,676,732	2.46
8	フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	耐久消費財・ アパレル	762	51,192.58	39,008,751	65,099.95	49,606,169	2.46
9	オランダ	株式	PROSUS NV	小売	4,371	10,835.18	47,360,582	11,105.58	48,542,516	2.40

10	オランダ	株式	UNILEVER PLC	家庭用品・ パーソナル用品	7,583	6,266.25	47,516,989	6,252.28	47,411,096	2.35
11	フランス	株式	VIVENDI	メディア・娯楽	13,624	3,092.50	42,132,248	3,374.33	45,971,886	2.28
12	スイス	株式	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	各種金融	33,773	1,349.56	45,578,960	1,336.09	45,123,961	2.24
13	イギリス	株式	BARCLAYS PLC	銀行	212,154	216.72	45,978,227	208.72	44,281,482	2.19
14	イギリス	株式	ANGLO AMERICAN PLC	素材	12,702	2,572.68	32,678,282	3,459.84	43,946,962	2.18
15	スイス	株式	LONZA GROUP AG-REG	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	652	49,033.71	31,969,983	66,798.92	43,552,902	2.16
16	ドイツ	株式	INFINEON TECHNOLOGIES AG	半導体・ 半導体製造装置	10,909	2,653.25	28,944,359	3,990.67	43,534,254	2.16
17	ドイツ	株式	CONTINENTAL AG	自動車・自動車部品	2,752	11,160.17	30,712,801	15,583.11	42,884,726	2.12
18	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	3,334	12,249.20	40,838,846	12,253.88	40,854,469	2.02
19	デンマーク	株式	ORSTED A/S	公益事業	1,838	11,641.22	21,396,577	21,721.57	39,924,255	1.98
20	ドイツ	株式	VOLKSWAGEN AG-PFD	自動車・自動車部品	2,040	21,005.14	42,850,500	19,283.70	39,338,758	1.95
21	フランス	株式	TOTAL SE	エネルギー	8,657	5,303.97	45,916,477	4,541.00	39,311,450	1.95
22	ドイツ	株式	DEUTSCHE POST AG- REG	運輸	7,526	4,052.24	30,497,188	5,170.67	38,914,489	1.93
23	アイルランド	株式	CRH PLC	素材	8,556	3,252.45	27,828,039	4,405.16	37,690,592	1.87
24	イギリス	株式	PRUDENTIAL PLC	保険	19,170	1,689.02	32,378,621	1,935.10	37,096,036	1.84
25	フランス	株式	AXA SA	保険	14,569	2,756.08	40,153,395	2,505.48	36,502,413	1.81
26	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	4,918	6,942.02	34,140,892	7,325.59	36,027,254	1.78
27	フランス	株式	L'OREAL	家庭用品・ パーソナル用品	907	34,077.18	30,908,009	39,633.78	35,947,847	1.78
28	イギリス	株式	RELX PLC	商業・専門サービス	13,702	2,719.49	37,262,575	2,577.58	35,318,024	1.75
29	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエンス	18,391	2,512.56	46,208,591	1,909.66	35,120,585	1.74
30	スウェーデン	株式	SWEDBANK AB - A SHARES	銀行	18,162	1,786.38	32,444,364	1,832.36	33,279,329	1.65



## ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	1.95
		素材	7.55
		資本財	4.60
		商業・専門サービス	5.81
		運輸	1.93
		自動車・自動車部品	6.09
		耐久消費財・アパレル	3.47
		メディア・娯楽	4.46
		小売	4.32
		食品・飲料・タバコ	6.22
		家庭用品・パーソナル用品	4.13
		ヘルスケア機器・サービス	1.49
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	13.31
		銀行	7.57
		各種金融	3.57
		保険	6.46
ソフトウェア・サービス	5.39		
公益事業	3.51		
半導体・半導体製造装置	5.58		
合計			97.41

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## ・ 明治安田日本債券マザーファンド

## ( 1 ) 投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	6,689,831,300	46.70
地方債証券	日本	100,368,000	0.70
特殊債券	日本	199,412,000	1.39
社債券	日本	6,950,095,490	48.52
	アメリカ	105,498,600	0.74
	フランス	100,163,900	0.70
	小計	7,155,757,990	49.96
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		178,251,336	1.24
合計(純資産総額)		14,323,620,626	100.00

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第68回 利付国債30年	1,426,000,000	99.04	1,412,362,630	98.87	1,410,000,280	0.6	2050/9/20	9.84
2	日本	国債証券	第174回 利付国債20年	1,381,000,000	100.22	1,384,067,090	100.09	1,382,256,710	0.4	2040/9/20	9.65
3	日本	国債証券	第153回 利付国債20年	1,030,000,000	115.76	1,192,390,980	115.45	1,189,196,800	1.3	2035/6/20	8.30
4	日本	社債券	第1回武田薬品工業 無担保社債 (劣後特約付)	600,000,000	103.35	620,136,000	102.95	617,701,800	1.72	2079/6/6	4.31
5	日本	社債券	第2回 ヒューリック無担保 社債(劣後特約付)	500,000,000	100.70	503,540,000	100.96	504,804,500	1.28	2055/7/2	3.52
6	日本	国債証券	第48回 利付国債30年	370,000,000	120.64	446,401,300	120.58	446,175,600	1.4	2045/9/20	3.11
7	日本	国債証券	第360回 利付国債10年	434,000,000	100.82	437,562,710	100.77	437,363,500	0.1	2030/9/20	3.05
8	日本	社債券	第3回 九州電力無担保社債 (劣後特約付)	400,000,000	100.72	402,902,000	102.45	409,802,000	1.3	2080/10/15	2.86
9	日本	社債券	住友生命保険相互会 社第4回A号劣後債	400,000,000	100.77	403,114,000	100.57	402,294,000	1.13	2076/12/21	2.81
10	日本	社債券	第1回アサヒグルー プホールディングス 無担保社債 (劣後特約付)	400,000,000	100.00	400,000,000	100.57	402,282,400	0.97	2080/10/15	2.81

11	日本	社債 券	第12回みずほフィ ナンシャルグループ 無担保永久社債 (劣後特約付)	400,000,000	100.00	400,000,000	99.85	399,409,200	0.937	9999/99/99	2.79
12	日本	社債 券	第1回 ソフトバンク無担保 社債(劣後特約付)	391,000,000	101.34	396,248,970	100.76	393,987,240	2.5	2021/12/17	2.75
13	日本	国債 証券	第173回 利付国債20年	380,000,000	100.03	380,149,500	100.18	380,684,000	0.4	2040/6/20	2.66
14	日本	社債 券	第6回楽天無担保社 債(劣後特約付)	300,000,000	102.63	307,899,000	108.37	325,137,900	3	2060/11/4	2.27
15	日本	社債 券	第4回楽天無担保社 債(劣後特約付)	300,000,000	100.00	300,000,000	101.35	304,050,600	1.81	2055/11/4	2.12
16	日本	社債 券	第10回みずほフィ ナンシャルグループ 無担保永久社債 (劣後特約付)	300,000,000	100.00	300,000,000	101.16	303,480,000	1.232	9999/99/99	2.12
17	日本	社債 券	第1回日本生命 第2回劣後ローン 流動化劣後債	300,000,000	100.75	302,266,000	100.73	302,204,700	1.03	2048/9/18	2.11
18	日本	社債 券	第16回NTTファ イナンス無担保社債	300,000,000	100.00	300,000,000	100.25	300,771,000	0.18	2025/12/19	2.10
19	日本	国債 証券	第419回 利付国債2年	283,000,000	100.46	284,305,730	100.43	284,242,370	0.1	2022/12/1	1.98
20	日本	国債 証券	第13回 利付国債40年	259,000,000	94.11	243,745,480	94.13	243,814,830	0.5	2060/3/20	1.70
21	日本	社債 券	第1回楽天無担保社 債(劣後特約付)	200,000,000	104.89	209,782,400	103.16	206,321,800	2.35	2053/12/13	1.44
22	日本	社債 券	第1回ドンキホーテ ホールディングス 無担保社債 (劣後特約付)	200,000,000	101.81	203,627,400	101.89	203,783,800	1.49	2053/11/28	1.42
23	日本	社債 券	第48回ソフトバン クグループ 無担保社債	200,000,000	101.72	203,454,000	101.42	202,856,000	2.13	2022/12/9	1.42
24	日本	社債 券	第18回NTTファ イナンス無担保社債	200,000,000	100.00	200,000,000	101.07	202,140,000	0.38	2030/9/20	1.41
25	日本	社債 券	第1回 住友化学無担保社債 (劣後特約付)	200,000,000	101.49	202,991,000	100.58	201,165,600	1.3	2079/12/13	1.40
26	日本	社債 券	第21回パナソニッ ク無担保社債	200,000,000	100.00	200,000,000	99.96	199,920,000	0.19	2025/12/24	1.40
27	日本	特殊 債券	第168回 都市再生債券	200,000,000	100.00	200,000,000	99.70	199,412,000	0.85	2060/3/19	1.39
28	日本	国債 証券	第171回 利付国債20年	173,000,000	99.01	171,293,920	98.49	170,401,540	0.3	2039/12/20	1.19

29	日本	社債 券	第2回ソフトバンク 無担保社債 (劣後特約付)	157,000,000	101.50	159,359,710	100.88	158,389,450	2.5	2022/2/9	1.11
30	日本	国債 証券	第46回 利付国債30年	127,000,000	126.29	160,388,300	122.78	155,936,950	1.5	2045/3/20	1.09

## □. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	46.70
地方債証券	0.70
特殊債券	1.39
社債券	49.96
合計	98.76

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

## ・ 明治安田外国債券マザーファンド

## ( 1 ) 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	537,211,426	36.90
	イタリア	159,174,506	10.93
	フランス	118,234,502	8.12
	スペイン	107,416,445	7.38
	イギリス	93,442,125	6.42
	ドイツ	52,883,942	3.63
	ベルギー	51,451,438	3.53
	アイルランド	39,479,799	2.71
	オーストラリア	37,958,846	2.61
	カナダ	27,049,473	1.86
	メキシコ	19,389,126	1.33
	オランダ	14,594,172	1.00
	スウェーデン	11,469,776	0.79
	ポーランド	8,609,166	0.59
	マレーシア	7,223,694	0.50
	シンガポール	6,487,311	0.45
	イスラエル	5,281,701	0.36
	ノルウェー	3,010,096	0.21
	小計	1,300,367,544	89.31
社債券	フランス	43,253,879	2.97
	スペイン	25,835,595	1.77
	アメリカ	14,480,156	0.99
	オランダ	7,966,620	0.55
	小計	91,536,250	6.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		64,147,219	4.41
合計(純資産総額)		1,456,051,013	100.00

## ( 2 ) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.625%	1,370,000	10,122.71	138,681,181	10,065.37	137,895,637	0.625	2030/8/15	9.47
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.5%	1,081,000	11,171.53	120,764,252	11,154.55	120,580,694	2.5	2024/5/15	8.28
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.625%	1,008,000	10,937.03	110,245,354	11,000.10	110,881,103	1.625	2026/2/15	7.62

4	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 2.15%	410,000	14,284.53	58,566,606	14,303.45	58,644,172	2.15	2025/10/31	4.03
5	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 1.75%	270,000	17,974.43	48,530,976	17,467.01	47,160,936	1.75	2049/1/22	3.24
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875%	350,000	13,815.18	48,353,130	13,028.87	45,601,048	2.875	2043/5/15	3.13
7	イタリア	国債証券	BTPS 0.95%	290,000	12,950.16	37,555,492	13,075.85	37,919,965	0.95	2023/3/15	2.60
8	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3.25%	170,000	21,099.09	35,868,453	21,920.45	37,264,776	3.25	2045/5/25	2.56
9	イタリア	国債証券	BTPS 4.75%	218,000	16,326.62	35,592,032	16,971.94	36,998,841	4.75	2028/9/1	2.54
10	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 2.75%	235,000	15,737.70	36,983,607	15,609.77	36,682,964	2.75	2027/10/25	2.52
11	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 0%	270,000	12,806.46	34,577,448	12,674.68	34,221,658	0	2022/2/25	2.35
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.5%	245,000	13,110.40	32,120,480	12,280.11	30,086,277	2.5	2045/2/15	2.07
13	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 1%	190,000	14,516.92	27,582,151	14,492.34	27,535,451	1	2024/4/22	1.89
14	スペイン	社債券	BANCO SANTANDER 1.375%	200,000	12,961.59	25,923,191	12,917.79	25,835,595	1.375	2022/2/9	1.77
15	アイルランド	国債証券	IRISH GOVT 2.4%	160,000	15,951.64	25,522,637	16,047.74	25,676,399	2.4	2030/5/15	1.76
16	イタリア	国債証券	BTPS 5.25%	130,000	16,861.00	21,919,301	18,044.67	23,458,075	5.25	2029/11/1	1.61
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.375%	200,000	11,631.33	23,262,660	11,537.01	23,074,031	2.375	2027/5/15	1.58
18	フランス	社債券	BNP PARIBAS 3.5%	200,000	10,929.33	21,858,678	10,996.42	21,992,845	3.5	2023/3/1	1.51
19	フランス	社債券	SOCIETE GENERALE 3.25%	200,000	10,692.03	21,384,060	10,630.51	21,261,034	3.25	2022/1/12	1.46
20	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0338 0.5%	160,000	13,183.82	21,094,114	13,259.92	21,215,884	0.5	2024/10/22	1.46
21	ベルギー	国債証券	BELGIAN 4%	150,000	13,475.61	20,213,423	13,417.34	20,126,018	4	2022/3/28	1.38
22	イタリア	国債証券	BTPS 4.5%	120,000	15,548.83	18,658,604	15,658.01	18,789,616	4.5	2026/3/1	1.29
23	スペイン	国債証券	SPANISH GOV'T 1.5%	124,000	13,735.17	17,031,613	14,180.31	17,583,591	1.5	2027/4/30	1.21
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.5%	170,000	10,252.56	17,429,360	10,254.58	17,432,796	0.5	2027/10/31	1.20

25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.75%	150,000	11,119.78	16,679,672	11,043.77	16,565,659	2.75	2023/7/31	1.14
26	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 0%	110,000	13,439.94	14,783,936	13,468.37	14,815,217	0	2030/8/15	1.02
27	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 0.5%	100,000	14,127.25	14,127,250	14,594.17	14,594,172	0.5	2040/1/15	1.00
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.875%	140,000	10,387.46	14,542,454	10,290.16	14,406,229	0.875	2030/11/15	0.99
29	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 0%	100,000	12,875.65	12,875,650	13,365.80	13,365,804	0	2050/8/15	0.92
30	イタリア	国債証券	BTPTS 0.95%	100,000	13,160.95	13,160,957	13,266.27	13,266,275	0.95	2030/8/1	0.91



## □. 種類別投資比率

種類	投資比率（％）
国債証券	89.31
社債券	6.29
合計	95.59

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

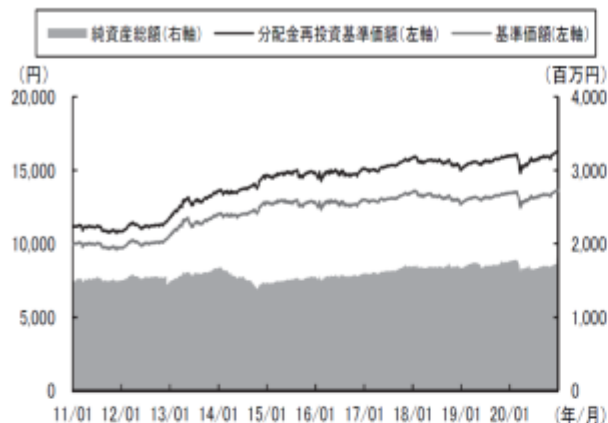
## &lt;参考情報&gt;

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

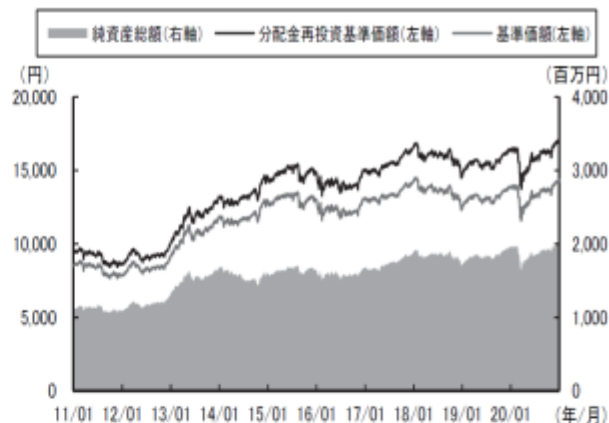
2020年12月30日現在

### 基準価額・純資産の推移

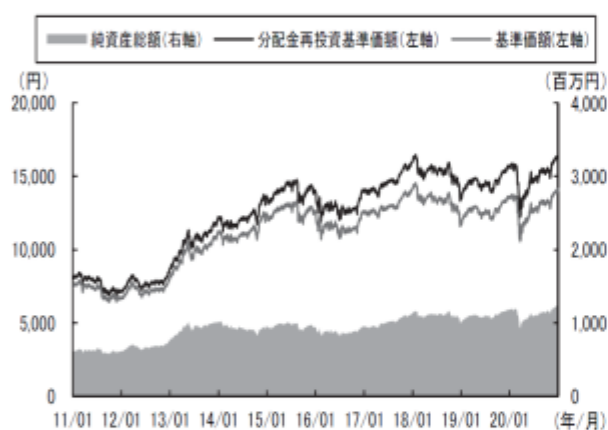
#### ◆明治安田ライフプランファンド 20



#### ◆明治安田ライフプランファンド 50



#### ◆明治安田ライフプランファンド 70



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものと算出しています。

	プラン 20	プラン 50	プラン 70
基準価額	13,636 円	14,340 円	14,125 円
純資産総額	1,819 百万円	2,024 百万円	1,242 百万円

### 分配の推移

分配金の推移			
	プラン 20	プラン 50	プラン 70
2020年5月	70 円	80 円	80 円
2019年5月	50 円	60 円	60 円
2018年5月	130 円	180 円	200 円
2017年5月	100 円	170 円	180 円
2016年5月	60 円	60 円	50 円
設定来累計	2,000 円	1,950 円	1,650 円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

## 主要な資産の状況

### 資産の組入れ比率

#### ◆明治安田ライフプランファンド 20

資産の種類	比率 (%)
明治安田日本株式マザーファンド	15.04
明治安田アメリカ株式マザーファンド	2.50
明治安田欧州株式マザーファンド	2.53
明治安田日本債券マザーファンド	61.93
明治安田外国債券マザーファンド	15.00
その他の資産（負債控除後）	3.00
合計（純資産総額）	100.00

#### ◆明治安田ライフプランファンド 50

資産の種類	比率 (%)
明治安田日本株式マザーファンド	30.16
明治安田アメリカ株式マザーファンド	9.95
明治安田欧州株式マザーファンド	10.08
明治安田日本債券マザーファンド	31.85
明治安田外国債券マザーファンド	14.96
その他の資産（負債控除後）	3.01
合計（純資産総額）	100.00

#### ◆明治安田ライフプランファンド 70

資産の種類	比率 (%)
明治安田日本株式マザーファンド	39.91
明治安田アメリカ株式マザーファンド	14.94
明治安田欧州株式マザーファンド	15.21
明治安田日本債券マザーファンド	16.95
明治安田外国債券マザーファンド	9.98
その他の資産（負債控除後）	3.01
合計（純資産総額）	100.00

### 組入資産上位 10 銘柄（各マザーファンド）

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

#### 【明治安田日本株式マザーファンド】

	銘柄名	業種	比率 (%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	3.97
2	ソニー	電気機器	3.16
3	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.23
4	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.15
5	日本電信電話	情報・通信業	2.05
6	村田製作所	電気機器	2.00
7	日本電産	電気機器	1.98
8	日野自動車	輸送用機器	1.69
9	ファナック	電気機器	1.57
10	三井物産	卸売業	1.44

#### 【明治安田アメリカ株式マザーファンド】

	銘柄名	国	業種	比率 (%)
1	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.40
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	5.42
3	AMAZON.COM INC	アメリカ	小売	4.39
4	SPDR S&P 500 ETF TRUST	アメリカ	—	2.73
5	FACEBOOK INC-A	アメリカ	メディア・娯楽	1.84
6	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	1.79
7	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	1.73
8	TESLA INC	アメリカ	自動車・自動車部品	1.55
9	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	銀行	1.46
10	PROCTER & GAMBLE CO/THE	アメリカ	家庭用品・パーソナル用品	1.29

## 【明治安田欧州株式マザーファンド】

	銘柄名	国	業種	比率 (%)
1	ASML HOLDING NV	オランダ	半導体・半導体製造装置	3.42
2	SAP SE	ドイツ	ソフトウェア・サービス	2.89
3	ZURICH INSURANCE GROUP AG	スイス	保険	2.82
4	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.78
5	NOVARTIS AG-REG	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.50
6	WORLDLINE SA	フランス	ソフトウェア・サービス	2.49
7	DIAGEO PLC	イギリス	食品・飲料・タバコ	2.46
8	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	フランス	耐久消費財・アパレル	2.46
9	PROSUS NV	オランダ	小売	2.40
10	UNILEVER PLC	オランダ	家庭用品・パーソナル用品	2.35

## 【明治安田日本債券マザーファンド】

	銘柄名	利率 (%)	償還期限	種類	比率 (%)
1	第68回利付国債30年	0.600	2050年9月20日	国債証券	9.84
2	第174回利付国債20年	0.400	2040年9月20日	国債証券	9.65
3	第153回利付国債20年	1.300	2035年6月20日	国債証券	8.30
4	第1回武田薬品工業無担保社債(劣後特約付)	1.720	2024年10月6日	社債券	4.31
5	第2回ヒューリック無担保社債(劣後特約付)	1.280	2025年7月2日	社債券	3.52
6	第48回利付国債30年	1.400	2045年9月20日	国債証券	3.11
7	第360回利付国債10年	0.100	2030年9月20日	国債証券	3.05
8	第3回九州電力無担保社債(劣後特約付)	1.300	2030年10月15日	社債券	2.86
9	住友生命保険相互会社第4回A号劣後債	1.130	2022年12月21日	社債券	2.81
10	第1回アサヒグループホールディングス無担保社債(劣後特約付)	0.970	2025年10月15日	社債券	2.81

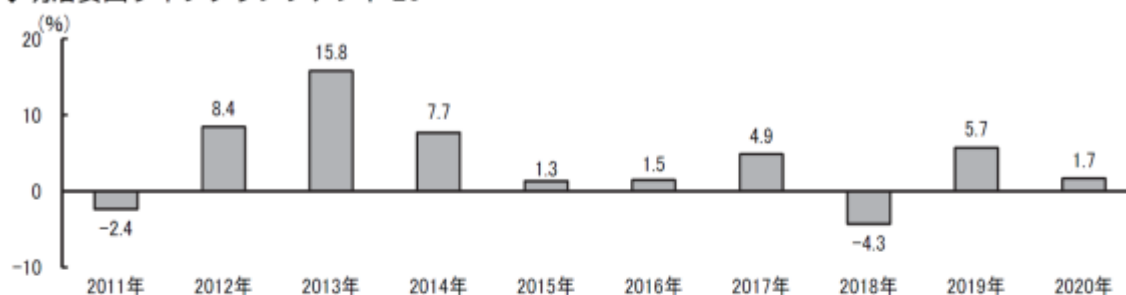
※ 繰上償還条項が付与されている銘柄の場合、償還日は最初の繰上償還可能日を表示しています。

## 【明治安田外国債券マザーファンド】

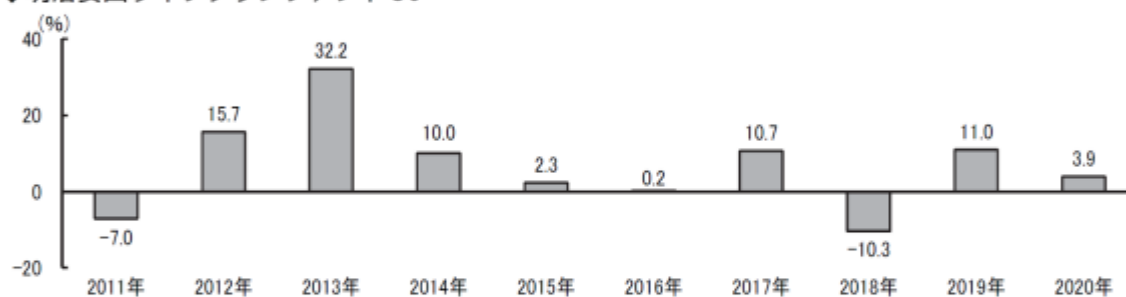
	銘柄名	利率 (%)	償還期限	国/地域	種類	比率 (%)
1	US TREASURY N/B 0.625%	0.625	2030年8月15日	アメリカ	国債証券	9.47
2	US TREASURY N/B 2.5%	2.500	2024年5月15日	アメリカ	国債証券	8.28
3	US TREASURY N/B 1.625%	1.625	2026年2月15日	アメリカ	国債証券	7.62
4	SPANISH GOV'T 2.15%	2.150	2025年10月31日	スペイン	国債証券	4.03
5	UK TSY GILT 1.75%	1.750	2049年1月22日	イギリス	国債証券	3.24
6	US TREASURY N/B 2.875%	2.875	2043年5月15日	アメリカ	国債証券	3.13
7	BTPS 0.95%	0.950	2023年3月15日	イタリア	国債証券	2.60
8	FRANCE O.A.T. 3.25%	3.250	2045年5月25日	フランス	国債証券	2.56
9	BTPS 4.75%	4.75	2028年9月1日	イタリア	国債証券	2.54
10	FRANCE O.A.T. 2.75%	2.75	2027年10月25日	フランス	国債証券	2.52

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

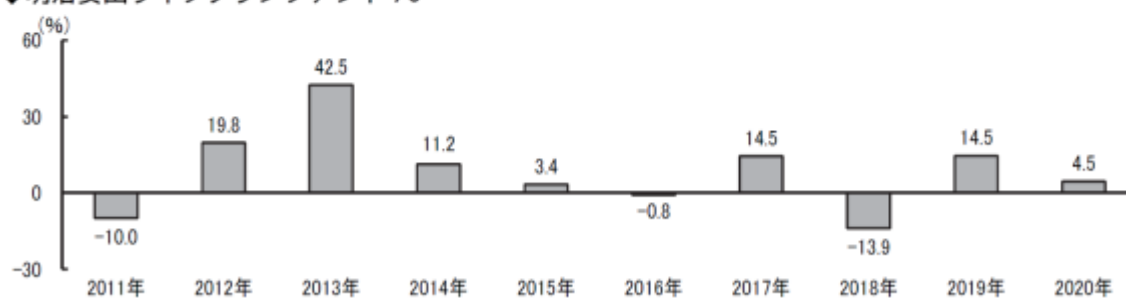
## ◆明治安田ライフプランファンド 20



## ◆明治安田ライフプランファンド 50



## ◆明治安田ライフプランファンド 70



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込受付

取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。

#### (2) 申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。）および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

#### (3) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料に係る消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準価額とします。

#### (4) 申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

分配金再投資コースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

なお、確定拠出年金制度による取得申込の場合、申込手数料はかかりません。

各ファンド間では、スイッチング が可能です。

スイッチングとは、各ファンドの買取請求または一部解約の実行請求を行い、別のファンドの取得申込を行うことをいいます。詳しくは販売会社へお問合わせください。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

確定拠出年金制度を利用して購入される場合は、当該運営管理機関の取決めにしたがってください。

### 2【換金（解約）手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設けることがあります。なお、確定拠出年金制度による場合は、解約請求のみの取扱いとします。

#### (1) 解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

#### (2) 解約受付

解約申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

#### (3) 解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

#### (4) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

(5) 信託財産留保額

ありません。

(6) 解約代金支払

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目以降、販売会社の営業所等において行います。

(7) 解約に関する留意点

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することがあります。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方で、引き続き保有される場合は、解約のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

買取請求については、販売会社へお問合わせください。

確定拠出年金制度を利用して購入された加入者の解約の受付は、当該運営管理機関の取決めにしたがってください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 基準価額の算出

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。当ファンドは、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

##### 組入資産の評価

主な資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株 式	原則として、基準価額計算日 の金融商品取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日 における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） 価格情報会社の提供する価額 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <https://www.myam.co.jp/>

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

原則として無期限です。ただし、信託約款の規定により償還となることがあります。

#### (4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年5月21日から翌年5月20日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を当該計算期間終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。また、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

#### (5)【その他】

##### 信託の終了

##### 1. 信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

また、委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前記公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公



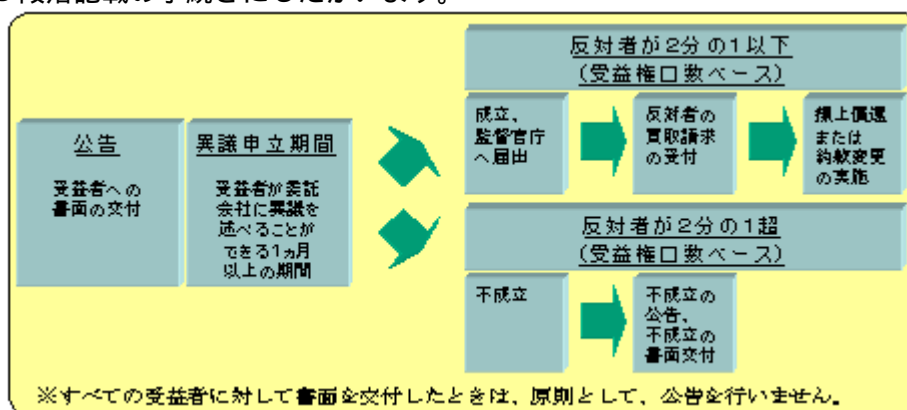
告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対し交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ただし、前段落は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

2. 信託契約に関する監督官庁の命令  
委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
3. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い  
委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。  
ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えた場合を除き、業務を引き継いだ委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い  
委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。  
委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
5. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い  
受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。  
委託会社は、信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。  
前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。  
当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。  
委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
2. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1. 第2および第3段落記載の手続きにしたがいます。



#### 関係法人との契約等

委託会社と販売会社との間で締結された販売契約は、原則として契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間のファンドの運用の委託に関する契約の有効期間は、信託の終了日までとしますが、契約期間中でも、明治安田欧州株式マザーファンドについては3ヵ月前までに、書面をもって解約の予告をすることにより契約を解約することができます。

#### 運用に係る報告

委託会社は、決算時および償還時に運用報告書を作成し、交付運用報告書は、知っている受益者に販売会社を通じて交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。

ただし、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)の収益分配金は、原則として税控除後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日までに)から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 償還金に対する請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)の償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに)から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

### (3) 換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金(解約)請求する権利を有します。

### (4) 帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### (5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定められた手続きにより行うものとします。



### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間（2019年5月21日から2020年5月20日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【明治安田ライフプランファンド20】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 (2019年5月20日現在)	第20期 (2020年5月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	66,409,203	67,258,892
親投資信託受益証券	1,664,560,221	1,628,658,489
流動資産合計	1,730,969,424	1,695,917,381
資産合計	1,730,969,424	1,695,917,381
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	6,599,584	9,045,961
未払解約金	47,507	71,062
未払受託者報酬	454,481	470,919
未払委託者報酬	7,726,185	7,723,012
その他未払費用	39,677	40,947
流動負債合計	14,867,434	17,351,901
負債合計	14,867,434	17,351,901
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,319,916,924	1,292,280,172
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	396,185,066	386,285,308
(分配準備積立金)	184,700,395	146,105,365
元本等合計	1,716,101,990	1,678,565,480
純資産合計	1,716,101,990	1,678,565,480
負債純資産合計	1,730,969,424	1,695,917,381

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第19期 ( 自 2018年 5月22日 至 2019年 5月20日 )	第20期 ( 自 2019年 5月21日 至 2020年 5月20日 )
営業収益		
有価証券売買等損益	15,301,851	22,038,268
営業収益合計	15,301,851	22,038,268
営業費用		
受託者報酬	913,340	936,673
委託者報酬	15,526,872	15,386,575
その他費用	132,705	135,885
営業費用合計	16,572,917	16,459,133
営業利益又は営業損失 ( )	31,874,768	5,579,135
経常利益又は経常損失 ( )	31,874,768	5,579,135
当期純利益又は当期純損失 ( )	31,874,768	5,579,135
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )	2,541,052	4,234,713
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	413,752,292	396,185,066
剰余金増加額又は欠損金減少額	66,550,880	89,390,653
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	66,550,880	89,390,653
剰余金減少額又は欠損金増加額	48,184,806	91,588,872
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	48,184,806	91,588,872
分配金	6,599,584	9,045,961
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	396,185,066	386,285,308

**(3)【注記表】**

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、2019年5月21日から2020年5月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第19期 (2019年5月20日現在)	第20期 (2020年5月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,319,916,924口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,292,280,172口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3002円 (10,000口当たり純資産額) (13,002円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2989円 (10,000口当たり純資産額) (12,989円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)			第20期 (自 2019年5月21日 至 2020年5月20日)		
1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用			1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用		
支払金額		1,035,454円	支払金額		251,801円
2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額498,504,205円 (10,000口当たり3,776円77銭)のうち、6,599,584円(10,000口当たり50円00銭)を分配金額としております。			2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額490,947,111円 (10,000口当たり3,799円06銭)のうち、9,045,961円(10,000口当たり70円00銭)を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額(費用控除後)	A	6,413,515円	配当等収益額(費用控除後)	A	8,898,556円
有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円	有価証券売買等損益額 (費用控除後、繰越欠損金補填後)	B	-円
収益調整金額	C	307,204,226円	収益調整金額	C	335,795,785円
分配準備積立金額	D	184,886,464円	分配準備積立金額	D	146,252,770円
分配対象額(A+B+C+D)	E	498,504,205円	分配対象額(A+B+C+D)	E	490,947,111円
期末受益権口数	F	1,319,916,924口	期末受益権口数	F	1,292,280,172口
10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	3,776円 77銭	10,000口当たりの分配対象額 (E÷F×10,000)	G	3,799円 06銭
10,000口当たりの分配金額	H	50円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	70円 00銭
分配金額(F×H÷10,000)	I	6,599,584円	分配金額(F×H÷10,000)	I	9,045,961円



## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第19期 （自 2018年 5月22日 至 2019年 5月20日）	第20期 （自 2019年 5月21日 至 2020年 5月20日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)	第20期 (自 2019年5月21日 至 2020年5月20日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第19期(自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)

該当事項はございませぬ。

第20期(自 2019年5月21日 至 2020年5月20日)

該当事項はございませぬ。

(その他の注記)

## 1. 元本の移動

	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)	第20期 (自 2019年5月21日 至 2020年5月20日)
期首元本額	1,253,359,841円	1,319,916,924円
期中追加設定元本額	213,096,140円	275,362,124円
期中一部解約元本額	146,539,057円	302,998,876円

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)	第20期 (自 2019年5月21日 至 2020年5月20日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	13,887,303	17,610,698
合計	13,887,303	17,610,698

## 3. デリバティブ取引関係

第19期(2019年5月20日現在)

該当事項はございませぬ。

第20期(2020年5月20日現在)

該当事項はございませぬ。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

( 1 ) 株式（2020年5月20日現在）  
該当事項はございません。

( 2 ) 株式以外の有価証券 ( 2020年5月20日現在 )

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	205,080,558	256,043,076	
	明治安田日本債券マザーファンド	663,127,150	1,033,616,288	
	明治安田欧州株式マザーファンド	25,196,756	43,625,663	
	明治安田外国債券マザーファンド	86,347,812	252,532,810	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	15,708,082	42,840,652	
合計		995,460,358	1,628,658,489	

第2 デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はございません。

【明治安田ライフプランファンド50】  
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 (2019年5月20日現在)	第20期 (2020年5月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	74,335,173	76,706,348
親投資信託受益証券	1,756,122,747	1,763,808,925
未収入金	4,950,000	-
流動資産合計	1,835,407,920	1,840,515,273
資産合計	1,835,407,920	1,840,515,273
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	8,355,038	11,318,991
未払解約金	5,202,290	2,672
未払受託者報酬	669,261	713,326
未払委託者報酬	10,612,490	11,005,604
その他未払費用	60,993	64,814
流動負債合計	24,900,072	23,105,407
負債合計	24,900,072	23,105,407
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,392,506,438	1,414,873,955
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	418,001,410	402,535,911
(分配準備積立金)	351,552,524	320,858,169
元本等合計	1,810,507,848	1,817,409,866
純資産合計	1,810,507,848	1,817,409,866
負債純資産合計	1,835,407,920	1,840,515,273

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第19期 ( 自 2018年 5月22日 至 2019年 5月20日 )	第20期 ( 自 2019年 5月21日 至 2020年 5月20日 )
営業収益		
有価証券売買等損益	84,953,333	11,126,178
営業収益合計	84,953,333	11,126,178
営業費用		
受託者報酬	1,373,221	1,415,094
委託者報酬	21,775,197	21,860,044
その他費用	182,904	187,614
営業費用合計	23,331,322	23,462,752
営業利益又は営業損失( )	108,284,655	12,336,574
経常利益又は経常損失( )	108,284,655	12,336,574
当期純利益又は当期純損失( )	108,284,655	12,336,574
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	6,183,444	1,226,340
期首剰余金又は期首欠損金( )	515,914,948	418,001,410
剰余金増加額又は欠損金減少額	63,266,979	48,034,116
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	63,266,979	48,034,116
剰余金減少額又は欠損金増加額	50,724,268	38,617,710
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	50,724,268	38,617,710
分配金	8,355,038	11,318,991
期末剰余金又は期末欠損金( )	418,001,410	402,535,911

**（ 3 ）【注記表】**

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、2019年5月21日から2020年5月20日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第19期 (2019年5月20日現在)	第20期 (2020年5月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,392,506,438口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,414,873,955口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3002円 (10,000口当たり純資産額) (13,002円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2845円 (10,000口当たり純資産額) (12,845円)

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第19期 （自 2018年5月22日 至 2019年5月20日）			第20期 （自 2019年5月21日 至 2020年5月20日）		
1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用			1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用		
支払金額		1,798,762円	支払金額		962,212円
2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額851,475,226円 (10,000口当たり6,114円68銭)のうち、8,355,038円(10,000口当たり60円00銭)を分配金額としております。			2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額868,303,875円 (10,000口当たり6,136円94銭)のうち、11,318,991円(10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	8,265,024円	配当等収益額（費用控除後）	A	11,321,809円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	491,567,664円	収益調整金額	C	536,126,715円
分配準備積立金額	D	351,642,538円	分配準備積立金額	D	320,855,351円
分配対象額（A + B + C + D）	E	851,475,226円	分配対象額（A + B + C + D）	E	868,303,875円
期末受益権口数	F	1,392,506,438口	期末受益権口数	F	1,414,873,955口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	6,114円 68銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	6,136円 94銭
10,000口当たりの分配金額	H	60円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	8,355,038円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	11,318,991円

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第19期 （自 2018年5月22日 至 2019年5月20日）	第20期 （自 2019年5月21日 至 2020年5月20日）
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（その他の注記）」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。



## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)	第20期 (自 2019年5月21日 至 2020年5月20日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第19期(自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)

該当事項はございませぬ。

第20期(自 2019年5月21日 至 2020年5月20日)

該当事項はございませぬ。

(その他の注記)

## 1. 元本の移動

	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)	第20期 (自 2019年5月21日 至 2020年5月20日)
期首元本額	1,336,272,352円	1,392,506,438円
期中追加設定元本額	188,413,904円	150,603,421円
期中一部解約元本額	132,179,818円	128,235,904円

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)	第20期 (自 2019年5月21日 至 2020年5月20日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	84,871,081	4,529,277
合計	84,871,081	4,529,277

## 3. デリバティブ取引関係

第19期(2019年5月20日現在)

該当事項はございませぬ。

第20期(2020年5月20日現在)

該当事項はございませぬ。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式（2020年5月20日現在）

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

(2020年5月20日現在)

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	446,601,946	557,582,529	
	明治安田日本債券マザーファンド	363,332,769	566,326,787	
	明治安田欧州株式マザーファンド	107,360,286	185,883,599	
	明治安田外国債券マザーファンド	91,631,976	267,986,877	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	68,210,000	186,029,133	
合計		1,077,136,977	1,763,808,925	

## 第2 デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

## 【明治安田ライフプランファンド70】

## (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第19期 (2019年5月20日現在)	第20期 (2020年5月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	45,220,422	46,231,354
親投資信託受益証券	1,049,132,431	1,039,364,437
未収入金	70,000	-
流動資産合計	1,094,422,853	1,085,595,791
資産合計	1,094,422,853	1,085,595,791
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	5,187,037	7,029,408
未払解約金	32,148	734,231
未払受託者報酬	457,757	484,301
未払委託者報酬	7,037,939	7,324,970
その他未払費用	59,422	62,811
流動負債合計	12,774,303	15,635,721
負債合計	12,774,303	15,635,721
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	864,506,270	878,676,073
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	217,142,280	191,283,997
(分配準備積立金)	212,264,072	184,807,534
元本等合計	1,081,648,550	1,069,960,070
純資産合計	1,081,648,550	1,069,960,070
負債純資産合計	1,094,422,853	1,085,595,791

## ( 2 ) 【損益及び剰余金計算書】

( 単位 : 円 )

	第19期 ( 自 2018年 5月22日 至 2019年 5月20日 )	第20期 ( 自 2019年 5月21日 至 2020年 5月20日 )
営業収益		
有価証券売買等損益	77,815,999	6,227,994
営業収益合計	77,815,999	6,227,994
営業費用		
受託者報酬	942,117	963,926
委託者報酬	14,485,002	14,590,112
その他費用	157,440	160,912
営業費用合計	15,584,559	15,714,950
営業利益又は営業損失 ( )	93,400,558	21,942,944
経常利益又は経常損失 ( )	93,400,558	21,942,944
当期純利益又は当期純損失 ( )	93,400,558	21,942,944
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ( )	6,321,224	466,442
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	298,815,822	217,142,280
剰余金増加額又は欠損金減少額	43,425,402	34,173,048
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	43,425,402	34,173,048
剰余金減少額又は欠損金増加額	32,832,573	30,592,537
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	32,832,573	30,592,537
分配金	5,187,037	7,029,408
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	217,142,280	191,283,997

**（3）【注記表】**

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、2019年5月21日から2020年5月20日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第19期 (2019年5月20日現在)	第20期 (2020年5月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 864,506,270口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 878,676,073口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2512円 (10,000口当たり純資産額) (12,512円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2177円 (10,000口当たり純資産額) (12,177円)

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第19期 （自 2018年5月22日 至 2019年5月20日）			第20期 （自 2019年5月21日 至 2020年5月20日）		
1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用			1. 当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用		
支払金額		1,175,071円	支払金額		840,405円
2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額659,714,907円 (10,000口当たり7,631円09銭)のうち、5,187,037円(10,000口当たり60円00銭)を分配金額としております。			2. 分配金の計算過程 計算期間末における分配対象額672,731,016円 (10,000口当たり7,656円16銭)のうち、7,029,408円(10,000口当たり80円00銭)を分配金額としております。		
項目		金額または口数	項目		金額または口数
配当等収益額（費用控除後）	A	5,270,424円	配当等収益額（費用控除後）	A	7,113,699円
有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円	有価証券売買等損益額 （費用控除後、繰越欠損金補填後）	B	-円
収益調整金額	C	442,263,798円	収益調整金額	C	480,894,074円
分配準備積立金額	D	212,180,685円	分配準備積立金額	D	184,723,243円
分配対象額（A + B + C + D）	E	659,714,907円	分配対象額（A + B + C + D）	E	672,731,016円
期末受益権口数	F	864,506,270口	期末受益権口数	F	878,676,073口
10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	7,631円 09銭	10,000口当たりの分配対象額 （E ÷ F × 10,000）	G	7,656円 16銭
10,000口当たりの分配金額	H	60円 00銭	10,000口当たりの分配金額	H	80円 00銭
分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	5,187,037円	分配金額（F × H ÷ 10,000）	I	7,029,408円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)	第20期 (自 2019年5月21日 至 2020年5月20日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(その他の注記)」の「2. 有価証券関係」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)	第20期 (自 2019年5月21日 至 2020年5月20日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第19期(自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)

該当事項はございませぬ。

第20期(自 2019年5月21日 至 2020年5月20日)

該当事項はございませぬ。

(その他の注記)

## 1. 元本の移動

	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)	第20期 (自 2019年5月21日 至 2020年5月20日)
期首元本額	809,651,773円	864,506,270円
期中追加設定元本額	144,869,495円	135,439,858円
期中一部解約元本額	90,014,998円	121,270,055円

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券

	第19期 (自 2018年5月22日 至 2019年5月20日)	第20期 (自 2019年5月21日 至 2020年5月20日)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	77,833,802	10,530,460
合計	77,833,802	10,530,460

## 3. デリバティブ取引関係

第19期(2019年5月20日現在)

該当事項はございませぬ。

第20期(2020年5月20日現在)

該当事項はございませぬ。

## (4) 【附属明細表】



## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式（2020年5月20日現在）

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

(2020年5月20日現在)

種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	明治安田日本株式マザーファンド	345,820,094	431,756,387	
	明治安田日本債券マザーファンド	113,982,767	177,664,938	
	明治安田欧州株式マザーファンド	93,892,660	162,565,751	
	明治安田外国債券マザーファンド	36,087,743	105,542,213	
	明治安田アメリカ株式マザーファンド	59,338,961	161,835,148	
合計		649,122,225	1,039,364,437	

## 第2 デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

当ファンドは「明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

#### 明治安田日本株式マザーファンド

#### （１）貸借対照表

	（2020年5月20日現在）
科目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
金銭信託	24,465,715
株式	3,536,334,820
未収入金	137,276,972
未収配当金	41,079,030
<b>流動資産合計</b>	<b>3,739,156,537</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,739,156,537</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払金	139,511,633
未払解約金	2,190,000
その他未払費用	941
<b>流動負債合計</b>	<b>141,702,574</b>
<b>負債合計</b>	<b>141,702,574</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	2,881,347,480
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	716,106,483
<b>元本等合計</b>	<b>3,597,453,963</b>
<b>純資産合計</b>	<b>3,597,453,963</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>3,739,156,537</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。  (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の2020年5月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、2020年1月21日から2021年1月20日までとなっております。

(その他の注記)

(2020年5月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2019年5月21日 至 2020年5月20日）の元本状況	
期首（2019年5月21日）の元本額	2,857,658,144円
対象期間中の追加設定元本額	612,577,655円
対象期間中の一部解約元本額	588,888,319円
2020年5月20日現在の元本額の内訳	
明治安田日本株式ファンド	664,473,780円
明治安田ライフプランファンド20	205,080,558円
明治安田ライフプランファンド50	446,601,946円
明治安田ライフプランファンド70	345,820,094円
明治安田外債日本株ファンド	172,893,472円
楽天資産形成ファンド	1,002,841,924円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	9,360,602円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	14,695,756円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	19,579,348円
計	2,881,347,480円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2485円
（10,000口当たり純資産額）	(12,485円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(2020年5月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	大成建設	11,200	3,755.00	42,056,000	
	熊谷組	15,500	2,486.00	38,533,000	
	大東建託	1,500	11,125.00	16,687,500	
	寿スピリッツ	1,200	4,855.00	5,826,000	
	カルビー	12,100	2,937.00	35,537,700	
	ヤクルト本社	5,900	6,350.00	37,465,000	
	明治ホールディングス	5,700	7,610.00	43,377,000	
	アサヒグループホールディングス	5,400	3,692.00	19,936,800	
	キッコーマン	4,500	5,170.00	23,265,000	
	ワールド	27,700	1,349.00	37,367,300	
	東ソー	18,500	1,463.00	27,065,500	
	トクヤマ	14,200	2,389.00	33,923,800	
	J S R	9,200	1,972.00	18,142,400	
	東京応化工業	3,900	5,010.00	19,539,000	
	住友ベークライト	4,300	2,889.00	12,422,700	
	積水化学工業	18,500	1,400.00	25,900,000	
	富士フイルムホールディングス	4,800	4,936.00	23,692,800	
	資生堂	1,900	6,582.00	12,505,800	
	ライオン	20,500	2,451.00	50,245,500	
	ポーラ・オルビスホールディングス	13,700	2,002.00	27,427,400	
	協和キリン	6,200	2,664.00	16,516,800	
	武田薬品工業	18,300	4,125.00	75,487,500	
	アステラス製薬	34,800	1,716.00	59,716,800	
	エーザイ	4,800	7,559.00	36,283,200	
	ヘリオス	28,800	1,721.00	49,564,800	
	J X T Gホールディングス	110,900	399.00	44,249,100	
	T O Y O T I R E	17,400	1,473.00	25,630,200	
	A G C	9,000	2,949.00	26,541,000	
	太平洋セメント	6,200	2,264.00	14,036,800	
	日本碍子	12,200	1,416.00	17,275,200	
	日本製鉄	12,000	932.50	11,190,000	
	三井金属鉱業	8,300	2,133.00	17,703,900	
	住友電気工業	18,200	1,185.50	21,576,100	
	日本製鋼所	16,000	1,381.00	22,096,000	
	オークマ	5,900	4,315.00	25,458,500	
	小松製作所	18,400	2,102.00	38,676,800	
	ハーモニック・ドライブ・システムズ	800	5,790.00	4,632,000	
	ダイキン工業	4,100	14,925.00	61,192,500	
	栗田工業	5,400	2,944.00	15,897,600	
	I H I	19,600	1,348.00	26,420,800	
	イビデン	1,600	2,962.00	4,739,200	
	東芝	12,300	2,772.00	34,095,600	
	富士電機	11,700	2,774.00	32,455,800	
	安川電機	8,900	3,630.00	32,307,000	

第一精工	7,500	2,401.00	18,007,500
日本電気	400	4,965.00	1,986,000
富士通	6,500	10,380.00	67,470,000
パナソニック	11,600	881.60	10,226,560
ソニー	14,400	6,747.00	97,156,800
横河電機	14,700	1,453.00	21,359,100
堀場製作所	1,500	5,890.00	8,835,000
キーエンス	400	40,720.00	16,288,000
カシオ計算機	10,800	1,661.00	17,938,800
ファナック	3,600	18,195.00	65,502,000
村田製作所	9,600	6,064.00	58,214,400
S C R E E Nホールディングス	8,100	5,180.00	41,958,000
トヨタ自動車	13,400	6,415.00	85,961,000
日野自動車	41,500	645.00	26,767,500
アイシン精機	12,100	3,265.00	39,506,500
スズキ	8,100	3,465.00	28,066,500
S U B A R U	14,700	2,179.00	32,031,300
豊田合成	11,000	2,171.00	23,881,000
H O Y A	6,500	9,784.00	63,596,000
シチズン時計	20,400	359.00	7,323,600
ブシロード	400	2,150.00	860,000
N I S S H A	27,400	992.00	27,180,800
任天堂	1,400	44,210.00	61,894,000
北陸電力	63,300	697.00	44,120,100
エフオン	9,700	586.00	5,684,200
東日本旅客鉄道	6,800	8,090.00	55,012,000
西武ホールディングス	15,700	1,383.00	21,713,100
ヤマトホールディングス	13,600	2,114.00	28,750,400
九州旅客鉄道	6,000	2,962.00	17,772,000
日本郵船	11,900	1,472.00	17,516,800
A N Aホールディングス	2,100	2,351.00	4,937,100
ネクソン	12,800	2,146.00	27,468,800
S H I F T	900	9,160.00	8,244,000
C h a t w o r k	14,800	1,442.00	21,341,600
ジャストシステム	3,700	6,980.00	25,826,000
Zホールディングス	61,900	443.00	27,421,700
日本電信電話	10,500	2,457.50	25,803,750
K D D I	19,900	3,181.00	63,301,900
ソフトバンク	26,700	1,386.00	37,006,200
エヌ・ティ・ティ・データ	25,900	1,191.00	30,846,900
コナミホールディングス	5,600	3,485.00	19,516,000
ソフトバンクグループ	13,400	4,539.00	60,822,600
I D O M	72,600	479.00	34,775,400
丸紅	45,700	482.80	22,063,960
三菱商事	30,200	2,404.00	72,600,800
パリュエンスホールディングス	2,800	1,700.00	4,760,000
アダストリア	16,700	1,577.00	26,335,900
セリア	6,600	3,355.00	22,143,000

	Z O Z O	16,100	2,021.00	32,538,100	
	物語コーポレーション	2,400	7,660.00	18,384,000	
	三越伊勢丹ホールディングス	25,000	693.00	17,325,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	6,500	3,585.00	23,302,500	
	良品計画	14,100	1,502.00	21,178,200	
	コジマ	58,600	445.00	26,077,000	
	ビジョナリーホールディングス	42,200	360.00	15,192,000	
	新生銀行	19,800	1,328.00	26,294,400	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	197,400	423.00	83,500,200	
	ふくおかフィナンシャルグループ	19,500	1,634.00	31,863,000	
	マネックスグループ	144,600	224.00	32,390,400	
	東京海上ホールディングス	12,100	4,498.00	54,425,800	
	T & Dホールディングス	37,300	861.00	32,115,300	
	みずほリース	17,900	2,222.00	39,773,800	
	オリエントコーポレーション	32,800	118.00	3,870,400	
	三井不動産	7,700	1,931.50	14,872,550	
	住友不動産	16,500	2,904.00	47,916,000	
	L I F U L L	82,700	421.00	34,816,700	
	パーソルホールディングス	20,500	1,309.00	26,834,500	
	ツクイ	7,700	490.00	3,773,000	
	ベネフィット・ワン	6,200	2,217.00	13,745,400	
	オリエンタルランド	1,700	15,470.00	26,299,000	
	リクルートホールディングス	6,500	3,388.00	22,022,000	
	キュービーネットホールディングス	9,200	2,029.00	18,666,800	
	リログループ	6,700	2,514.00	16,843,800	
	セントラル警備保障	3,600	4,690.00	16,884,000	
	ベネッセホールディングス	7,400	3,105.00	22,977,000	
小計		2,160,500		3,536,334,820	
合計				3,536,334,820	

( 2 ) 株式以外の有価証券( 2020年 5 月20日現在 )

該当事項はございません。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 明治安田アメリカ株式マザーファンド

## （１）貸借対照表

	（2020年5月20日現在）
科目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
預金	1,506,171
金銭信託	3,256,138
株式	2,442,223,947
投資信託受益証券	99,467,434
投資証券	55,730,810
未収配当金	3,077,031
<b>流動資産合計</b>	<b>2,605,261,531</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,605,261,531</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払解約金	650,000
その他未払費用	445
<b>流動負債合計</b>	<b>650,445</b>
<b>負債合計</b>	<b>650,445</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	955,013,207
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	1,649,597,879
<b>元本等合計</b>	<b>2,604,611,086</b>
<b>純資産合計</b>	<b>2,604,611,086</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>2,605,261,531</b>



## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの計算期間末の2020年5月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、2020年4月21日から2021年4月20日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2020年5月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 2019年5月21日 至 2020年5月20日)の元本状況	
期首(2019年5月21日)の元本額	940,680,538円
対象期間中の追加設定元本額	219,645,251円
対象期間中の一部解約元本額	205,312,582円
2020年5月20日現在の元本額の内訳	
明治安田アメリカ株式ファンド	242,035,334円
明治安田ライフプランファンド20	15,708,082円
明治安田ライフプランファンド50	68,210,000円
明治安田ライフプランファンド70	59,338,961円
フコク株25大河	39,658,207円
フコク株50大河	90,623,231円
フコク株75大河	115,636,574円
楽天資産形成ファンド	304,980,663円
明治安田VAアメリカ株式ファンド(適格機関投資家専用)	10,247,867円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	707,316円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	2,236,548円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	3,351,973円
大河25VA 適格機関投資家専用	363,277円
大河50VA 適格機関投資家専用	675,929円
大河75VA 適格機関投資家専用	1,239,245円
計	955,013,207円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.7273円
(10,000口当たり純資産額)	(27,273円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(2020年5月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	AMAZON.COM INC	380	2,449.33	930,745.40	
	ABBOTT LABORATORIES	1,160	88.22	102,335.20	
	AES CORP	3,040	12.81	38,942.40	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	580	120.29	69,768.20	
	ADOBE INC	490	372.20	182,378.00	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	450	236.03	106,213.50	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	1,090	131.95	143,825.50	
	AMGEN INC	620	227.43	141,006.60	
	AMERICAN EXPRESS CO	120	87.26	10,471.20	
	AFLAC INC	890	33.63	29,930.70	
	ALEXION PHARMACEUTICALS INC	950	101.22	96,159.00	
	APACHE CORP	2,900	11.36	32,944.00	
	COMCAST CORP-CLASS A	6,140	38.21	234,609.40	
	APPLE INC	4,030	313.14	1,261,954.20	
	APPLIED MATERIALS INC	1,750	55.47	97,072.50	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	2,190	34.82	76,255.80	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	620	133.10	82,522.00	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,680	172.49	289,783.20	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	570	86.52	49,316.40	
	BECTON DICKINSON AND CO	70	263.20	18,424.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	4,210	54.38	228,939.80	
	BEST BUY CO INC	1,230	83.48	102,680.40	
	H&R BLOCK INC	3,460	16.51	57,124.60	
	ROBERT HALF INTL INC	1,030	48.17	49,615.10	
	BORGWARNER INC	620	28.89	17,911.80	
	C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	550	75.96	41,778.00	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	2,420	62.71	151,758.20	
	ONEOK INC	1,790	35.11	62,846.90	
	SEMPRA ENERGY	820	126.10	103,402.00	
	VERISIGN INC	130	212.41	27,613.30	
	QUANTA SERVICES INC	2,000	33.00	66,000.00	
	CSX CORP	170	65.96	11,213.20	
	CATERPILLAR INC	120	112.08	13,449.60	
	CITRIX SYSTEMS INC	340	137.17	46,637.80	
	JPMORGAN CHASE & CO	3,040	88.67	269,556.80	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	1,160	72.11	83,647.60	
	CINTAS CORP	350	238.98	83,643.00	
	CISCO SYSTEMS INC	5,770	44.605	257,370.85	
	COCA-COLA CO/THE	2,360	44.54	105,114.40	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	360	69.25	24,930.00	
	NRG ENERGY INC	1,940	35.35	68,579.00	
	CONAGRA BRANDS INC	2,210	33.04	73,018.40	

	CMS ENERGY CORP	430	55.31	23,783.30	
	CUMMINS INC	350	157.79	55,226.50	
	DR HORTON INC	1,170	51.98	60,816.60	
	DANAHER CORP	320	159.12	50,918.40	
	TARGET CORP	730	123.17	89,914.10	
	MORGAN STANLEY	1,440	39.33	56,635.20	
	REPUBLIC SERVICES INC	990	81.01	80,199.90	
	WALT DISNEY CO/THE	1,440	114.37	164,692.80	
	DOVER CORP	220	89.56	19,703.20	
	OMNICOM GROUP	700	52.29	36,603.00	
	EBAY INC	1,620	42.40	68,688.00	
	BANK OF AMERICA CORP	9,940	22.21	220,767.40	
	CITIGROUP INC	2,420	44.43	107,520.60	
	SALESFORCE.COM INC	560	176.04	98,582.40	
	EMERSON ELECTRIC CO	1,130	55.70	62,941.00	
	ATMOS ENERGY CORP	720	96.30	69,336.00	
	EXXON MOBIL CORP	3,160	43.94	138,850.40	
	FMC CORP	370	89.18	32,996.60	
	NEXTERA ENERGY INC	710	230.50	163,655.00	
	FRANKLIN RESOURCES INC	2,000	17.93	35,860.00	
	GENERAL DYNAMICS CORP	590	136.19	80,352.10	
	GENUINE PARTS CO	890	76.40	67,996.00	
	GILEAD SCIENCES INC	640	72.34	46,297.60	
	MCKESSON CORP	320	144.63	46,281.60	
	NVIDIA CORP	430	352.22	151,454.60	
	HENRY SCHEIN INC	800	57.05	45,640.00	
	UNUM GROUP	3,000	14.47	43,410.00	
	HOME DEPOT INC	1,080	238.10	257,148.00	
	HUMANA INC	300	394.47	118,341.00	
	HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	610	102.08	62,268.80	
	BIOGEN INC	370	310.08	114,729.60	
	INTUIT INC	400	286.75	114,700.00	
	INTEL CORP	5,350	60.29	322,551.50	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	160	128.84	20,614.40	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	780	16.05	12,519.00	
	JOHNSON & JOHNSON	2,220	149.02	330,824.40	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	1,100	34.34	37,774.00	
	KLA CORPORATION	170	172.52	29,328.40	
	KIMBERLY-CLARK CORP	820	135.27	110,921.40	
	BLACKROCK INC	130	501.20	65,156.00	
	KOHL'S CORP	790	17.38	13,730.20	
	LAM RESEARCH CORP	360	261.66	94,197.60	
	ELI LILLY & CO	910	156.70	142,597.00	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	1,320	96.43	127,287.60	
	LOCKHEED MARTIN CORP	410	371.48	152,306.80	
	LOWE'S COS INC	320	116.87	37,398.40	
	DOMINION ENERGY INC	1,280	78.83	100,902.40	

MCDONALD'S CORP	940	179.57	168,795.80
METLIFE INC	1,990	32.39	64,456.10
CVS HEALTH CORPORATION	1,790	63.61	113,861.90
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	130	167.01	21,711.30
MICROSOFT CORP	7,680	183.63	1,410,278.40
MICRON TECHNOLOGY INC	2,060	45.12	92,947.20
3M CO	580	148.38	86,060.40
XCEL ENERGY INC	190	59.70	11,343.00
NETAPP INC	1,760	44.68	78,636.80
NEWELL BRANDS INC	5,110	12.64	64,590.40
NEWMONT GOLDCORP CORP	1,480	67.38	99,722.40
NIKE INC -CL B	1,250	91.51	114,387.50
NOBLE ENERGY INC	5,860	9.225	54,058.50
NORFOLK SOUTHERN CORP	440	167.66	73,770.40
NORTHROP GRUMMAN CORP	230	327.03	75,216.90
WELLS FARGO & CO	2,780	23.95	66,581.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	180	60.25	10,845.00
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	3,820	14.37	54,893.40
ORACLE CORP	3,320	52.34	173,768.80
PPL CORPORATION	1,390	25.35	35,236.50
PEPSICO INC	870	131.73	114,605.10
PFIZER INC	5,530	37.68	208,370.40
CONOCOPHILLIPS	1,830	42.67	78,086.10
ALTRIA GROUP INC	3,370	37.12	125,094.40
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	80	101.13	8,090.40
COSTCO WHOLESALE CORP	260	304.63	79,203.80
PROCTER & GAMBLE CO/THE	2,850	112.44	320,454.00
GLOBAL PAYMENTS INC	280	179.91	50,374.80
QUALCOMM INC	1,490	78.09	116,354.10
REGENERON PHARMACEUTICALS	190	557.60	105,944.00
ROSS STORES INC	350	89.89	31,461.50
FIDELITY NATIONAL INFORMATIO	350	135.44	47,404.00
MERCK & CO. INC.	2,780	77.55	215,589.00
SCHWAB (CHARLES) CORP	1,190	32.99	39,258.10
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	950	35.30	33,535.00
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	150	563.74	84,561.00
CENTENE CORP	730	66.91	48,844.30
SNAP-ON INC	230	132.87	30,560.10
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	880	54.98	48,382.40
SOUTHERN CO	1,180	53.57	63,212.60
AT&T INC	5,610	28.96	162,465.60
CHEVRON CORP	1,040	89.62	93,204.80
STARBUCKS CORP	1,220	75.86	92,549.20
STRYKER CORP	50	188.26	9,413.00
NETFLIX INC	270	451.04	121,780.80
SYSCO CORP	560	51.38	28,772.80
TEXAS INSTRUMENTS INC	1,230	112.68	138,596.40

	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	220	342.78	75,411.60	
	DAVITA INC	630	80.21	50,532.30	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	330	109.06	35,989.80	
	TYSON FOODS INC-CL A	1,160	58.36	67,697.60	
	UNION PACIFIC CORP	770	159.26	122,630.20	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	1,100	289.05	317,955.00	
	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	580	100.51	58,295.80	
	VF CORP	1,080	54.84	59,227.20	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	380	282.28	107,266.40	
	WALMART INC	1,050	124.95	131,197.50	
	WASTE MANAGEMENT INC	750	98.33	73,747.50	
	JM SMUCKER CO/THE	660	110.54	72,956.40	
	WHIRLPOOL CORP	420	118.48	49,761.60	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	300	112.55	33,765.00	
	CME GROUP INC	630	179.76	113,248.80	
	WILLIAMS COS INC	4,210	19.42	81,758.20	
	ALLIANT ENERGY CORP	1,250	46.32	57,900.00	
	TJX COMPANIES INC	1,300	50.26	65,338.00	
	REGIONS FINANCIAL CORP	6,710	9.64	64,684.40	
	MASTERCARD INC - A	940	290.73	273,286.20	
	WESTERN UNION CO	3,330	18.76	62,470.80	
	PEOPLE'S UNITED FINANCIAL	5,210	11.02	57,414.20	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	1,270	33.52	42,570.40	
	INVESCO LTD	5,270	7.24	38,154.80	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	1,750	68.51	119,892.50	
	VISA INC-CLASS A SHARES	1,810	189.36	342,741.60	
	CHUBB LTD	90	102.03	9,182.70	
	GARMIN LTD	820	82.05	67,281.00	
	HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	380	173.50	65,930.00	
	ACCENTURE PLC-CL A	880	190.09	167,279.20	
	HCA HEALTHCARE INC	310	103.86	32,196.60	
	RALPH LAUREN CORP	110	69.26	7,618.60	
	SEAGATE TECHNOLOGY	1,570	50.17	78,766.90	
	DOLLAR GENERAL CORP	540	181.48	97,999.20	
	FORTINET INC	270	144.82	39,101.40	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	180	137.03	24,665.40	
	GENERAL MOTORS CO	1,080	24.69	26,665.20	
	CBRE GROUP INC	520	37.97	19,744.40	
	FACEBOOK INC-A	2,110	216.88	457,616.80	
	DUKE ENERGY CORP	800	83.29	66,632.00	
	SERVICENOW INC	30	382.88	11,486.40	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC	1,410	49.89	70,344.90	
	EATON CORP PLC	480	76.34	36,643.20	
	ABBVIE INC	2,071	91.20	188,875.20	
	T-MOBILE US INC	860	98.60	84,796.00	
	BOOKING HOLDINGS INC	10	1,547.56	15,475.60	
	LEIDOS HOLDINGS INC	590	97.82	57,713.80	

	BROADCOM INC	410	271.95	111,499.50	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	1,260	92.96	117,129.60	
	STERIS PLC	130	157.65	20,494.50	
	CIGNA CORP	630	191.78	120,821.40	
	AMCOR PLC	8,510	9.40	79,994.00	
	XEROX HOLDINGS CORP	2,780	17.38	48,316.40	
	NORTONLIFELOCK INC	3,700	20.23	74,851.00	
	GLOBE LIFE INC	230	70.75	16,272.50	
	CORTEVA INC	2,780	23.99	66,692.20	
	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	470	179.89	84,548.30	
	TRUIST FINANCIAL CORP	2,770	32.34	89,581.80	
	VIACOMCBS INC - CLASS B	2,250	19.64	44,190.00	
	RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	2,010	57.94	116,459.40	
	ANTHEM INC	490	281.10	137,739.00	
	MEDTRONIC PLC	1,430	97.03	138,752.90	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	1,660	39.77	66,018.20	
	NIELSEN HOLDINGS PLC	740	13.34	9,871.60	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	1,680	29.00	48,720.00	
	DENTSPLY SIRONA INC	420	41.08	17,253.60	
	WESTROCK CO	920	24.97	22,972.40	
	S&P GLOBAL INC	260	311.09	80,883.40	
	ALPHABET INC-CL A	290	1,374.40	398,576.00	
	PAYPAL HOLDINGS INC	730	145.39	106,134.70	
	ALPHABET INC-CL C	290	1,373.485	398,310.65	
	MONSTER BEVERAGE CORP	480	67.15	32,232.00	
	LINDE PLC	920	190.25	175,030.00	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	190	520.44	98,883.60	
小計		296,921		22,617,373.10	
				(2,442,223,947)	
合計				2,442,223,947	
				(2,442,223,947)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

## (注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
米ドル	株式210銘柄	93.8%	94.0%

## (2) 株式以外の有価証券

(2020年5月20日現在)

種類	銘柄	口数(口)	評価額		備考
			単価	金額	
投資信託受益証券					
米ドル	SPDR S&P 500 ETF TRUST	3,155	291.97	921,165.35	
小計		3,155		921,165.35	
				(99,467,434)	
投資信託受益証券計				99,467,434	
				(99,467,434)	
投資証券					
米ドル	BOSTON PROPERTIES INC	730	77.82	56,808.60	
	SL GREEN REALTY CORP	1,280	38.64	49,459.20	
	KIMCO REALTY CORP	2,110	10.46	22,070.60	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	490	111.12	54,448.80	
	REALTY INCOME CORP	790	52.59	41,546.10	
	REGENCY CENTERS CORP	880	41.65	36,652.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	310	56.87	17,629.70	
	PUBLIC STORAGE	280	183.58	51,402.40	
	PROLOGIS INC	280	84.68	23,710.40	
	AMERICAN TOWER CORP INC CL-A	260	229.97	59,792.20	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	1,000	24.07	24,070.00	
	APARTMENT INVT & MGMT CO -A	1,580	35.22	55,647.60	
	CROWN CASTLE INTL CORP	150	152.56	22,884.00	
小計		10,140		516,121.60	
				(55,730,810)	
投資証券計				55,730,810	
				(55,730,810)	
合計				155,198,244	
				(155,198,244)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

## (注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券1銘柄	3.8%	3.8%
	投資証券13銘柄	2.1%	2.2%



第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はございません。

(参考)

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 明治安田欧州株式マザーファンド

## (1) 貸借対照表

	(2020年5月20日現在)
科目	金額(円)
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
預金	56,308,193
金銭信託	48,862,971
株式	1,829,772,122
未収配当金	2,982,006
<b>流動資産合計</b>	<b>1,937,925,292</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,937,925,292</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
その他未払費用	2,405
<b>流動負債合計</b>	<b>2,405</b>
<b>負債合計</b>	<b>2,405</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	1,119,277,591
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	818,645,296
<b>元本等合計</b>	<b>1,937,922,887</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,937,922,887</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,937,925,292</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの計算期間末の2020年5月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、2020年1月21日から2021年1月20日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2020年5月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2019年5月21日 至 2020年5月20日）の元本状況	
期首（2019年5月21日）の元本額	1,117,209,915円
対象期間中の追加設定元本額	225,813,944円
対象期間中の一部解約元本額	223,746,268円
2020年5月20日現在の元本額の内訳	
欧州厳選株式ファンド	282,851,650円
明治安田欧州株式ファンド	175,588,047円
明治安田ライフプランファンド20	25,196,756円
明治安田ライフプランファンド50	107,360,286円
明治安田ライフプランファンド70	93,892,660円
フコク株25大河	41,580,683円
フコク株50大河	93,960,227円
フコク株75大河	120,352,097円
楽天資産形成ファンド	157,961,799円
明治安田VA欧州株式ファンド（適格機関投資家専用）	8,196,608円
明治安田VALライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	1,136,654円
明治安田VALライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	3,558,668円
明治安田VALライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	5,334,162円
大河25VA 適格機関投資家専用	368,175円
大河50VA 適格機関投資家専用	684,411円
大河75VA 適格機関投資家専用	1,254,708円
計	1,119,277,591円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.7314円
(10,000口当たり純資産額)	(17,314円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

(2020年5月20日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	LINDE PLC	1,119	190.25	212,889.75	
小計		1,119		212,889.75	
				(22,987,835)	
イギリスポンド	DIAGEO PLC	15,249	28.405	433,147.84	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	6,821	16.69	113,842.49	
	PERSIMMON PLC	6,674	21.96	146,561.04	
	PRUDENTIAL PLC	12,808	11.205	143,513.64	
	ST JAMES'S PLACE PLC	21,924	8.358	183,240.79	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	30,854	16.606	512,361.52	
	BARCLAYS PLC	224,863	1.0472	235,476.53	
	ANGLO AMERICAN PLC	16,601	16.098	267,242.89	
	RELX PLC	17,909	18.41	329,704.69	
	ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	112,335	1.0665	119,805.27	
	BHP GROUP PLC	8,726	15.42	134,554.92	
	FERGUSON PLC	1,767	61.22	108,175.74	
	INFORMA PLC	37,657	4.344	163,582.00	
	B&M EUROPEAN VALUE RETAIL SA	30,002	3.431	102,936.86	
	ASCENTIAL PLC	50,003	2.572	128,607.71	
小計		594,193		3,122,753.93	
				(413,546,302)	
スイスフラン	ZURICH INSURANCE GROUP AG	1,644	288.50	474,294.00	
	NOVARTIS AG-REG	7,696	82.81	637,305.76	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	2,115	348.25	736,548.75	
	NESTLE SA-REG	4,231	105.44	446,116.64	
	CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	38,197	8.224	314,132.12	
	LONZA GROUP AG-REG	727	467.60	339,945.20	
	ALCON INC	2,769	58.68	162,484.92	
小計		57,379		3,110,827.39	
				(346,110,655)	
スウェーデンクローナ	SWEDBANK AB - A SHARES	17,257	107.16	1,849,260.12	
小計		17,257		1,849,260.12	
				(20,619,250)	
ノルウェークローネ	DNB ASA	13,773	120.05	1,653,448.65	
	TOMRA SYSTEMS ASA	4,506	362.50	1,633,425.00	
	MOWI ASA	10,074	187.00	1,883,838.00	
小計		28,353		5,170,711.65	
				(55,998,807)	
デンマーククローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	3,349	647.00	2,166,803.00	

	NOVO NORDISK A/S-B	6,236	444.40	2,771,278.40	
	ORSTED A/S	2,886	726.40	2,096,390.40	
小計		12,471		7,034,471.80	
				(111,426,033)	
ユーロ	CONTINENTAL AG	1,639	80.68	132,234.52	
	DEUTSCHE POST AG-REG	10,087	27.75	279,914.25	
	SAP SE	5,465	108.08	590,657.20	
	BAYER AG-REG	4,811	60.39	290,536.29	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	3,347	73.20	245,000.40	
	VOLKSWAGEN AG-PFD	1,993	132.26	263,594.18	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	7,994	18.594	148,640.43	
	BRENNTAG AG	5,971	44.44	265,351.24	
	LEG IMMOBILIEN AG	735	110.50	81,217.50	
	HELLA GMBH & CO KGAA	2,908	33.50	97,418.00	
	L'OREAL	1,394	248.30	346,130.20	
	THALES SA	6,377	63.50	404,939.50	
	VIVENDI	17,809	19.575	348,611.17	
	SANOFI	3,717	86.84	322,784.28	
	AXA SA	15,140	15.698	237,667.72	
	BNP PARIBAS	5,683	28.35	161,113.05	
	TOTAL SA	6,873	32.955	226,499.71	
	VINCI SA	3,655	78.02	285,163.10	
	BUREAU VERITAS SA	12,551	18.525	232,507.27	
	VALEO SA	8,866	18.50	164,021.00	
	WORLDFINE SA	6,524	64.30	419,493.20	
	WOLTERS KLUWER	5,742	66.86	383,910.12	
	UNILEVER NV	9,911	44.34	439,453.74	
	ASML HOLDING NV	1,551	284.15	440,716.65	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	8,444	22.48	189,821.12	
	CRH PLC	8,508	27.37	232,863.96	
	AIB GROUP PLC	43,507	1.01	43,942.07	
小計		211,202		7,274,201.87	
				(859,083,240)	
合計				1,829,772,122	
				(1,829,772,122)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

## (注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
米ドル	株式 1 銘柄	1.2%	1.3%
イギリスポンド	株式15銘柄	21.3%	22.6%
スイスフラン	株式 7 銘柄	17.9%	18.9%
スウェーデンクローナ	株式 1 銘柄	1.1%	1.1%
ノルウェークローネ	株式 3 銘柄	2.9%	3.1%
デンマーククローネ	株式 3 銘柄	5.7%	6.1%
ユーロ	株式27銘柄	44.3%	46.9%

## (2) 株式以外の有価証券(2020年5月20日現在)

該当事項はございません。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

(参考)

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 明治安田日本債券マザーファンド

## (1) 貸借対照表

	(2020年5月20日現在)
科目	金額(円)
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
金銭信託	268,056,695
国債証券	4,662,998,740
社債券	2,988,923,800
未収入金	225,430,340
未収利息	21,470,443
前払費用	948,989
<b>流動資産合計</b>	<b>8,167,829,007</b>
<b>資産合計</b>	<b>8,167,829,007</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払金	286,945,700
その他未払費用	13,873
<b>流動負債合計</b>	<b>286,959,573</b>
<b>負債合計</b>	<b>286,959,573</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	5,056,091,808
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金( )	2,824,777,626
<b>元本等合計</b>	<b>7,880,869,434</b>
<b>純資産合計</b>	<b>7,880,869,434</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>8,167,829,007</b>



## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの計算期間末の2020年5月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、2020年1月21日から2021年1月20日までとなっております。

(その他の注記)

(2020年5月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 2019年5月21日 至 2020年5月20日)の元本状況	
期首(2019年5月21日)の元本額	4,804,420,371円
対象期間中の追加設定元本額	1,371,744,380円
対象期間中の一部解約元本額	1,120,072,943円
2020年5月20日現在の元本額の内訳	
明治安田日本債券ファンド	2,955,996,017円
明治安田ライフプランファンド20	663,127,150円
明治安田ライフプランファンド50	363,332,769円
明治安田ライフプランファンド70	113,982,767円
楽天資産形成ファンド	906,975,189円
明治安田VA日本債券ファンド(適格機関投資家専用)	2,934,265円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	30,671,286円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	12,459,146円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	6,613,219円
計	5,056,091,808円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.5587円
(10,000口当たり純資産額)	(15,587円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式（2020年5月20日現在）

該当事項はございません。

## (2) 株式以外の有価証券

(2020年5月20日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円				
国債証券	第4 1 1 回利付国債 2 年	5,000,000	5,025,700	
	第1 4 3 回利付国債 5 年	100,000,000	101,093,000	
	第1 回利付国債 4 0 年	7,000,000	10,558,800	
	第3 回利付国債 4 0 年	15,000,000	22,284,600	
	第4 回利付国債 4 0 年	25,000,000	37,504,750	
	第5 回利付国債 4 0 年	22,000,000	32,029,140	
	第6 回利付国債 4 0 年	8,000,000	11,498,960	
	第1 1 回利付国債 4 0 年	119,000,000	132,036,450	
	第1 2 回利付国債 4 0 年	22,000,000	22,143,880	
	第1 2 回利付国債 4 0 年	8,000,000	8,052,320	
	第1 2 回利付国債 4 0 年	5,000,000	5,032,700	
	第3 5 7 回利付国債 1 0 年	13,000,000	13,137,150	
	第3 5 7 回利付国債 1 0 年	10,000,000	10,105,500	
	第3 5 7 回利付国債 1 0 年	10,000,000	10,105,500	
	第3 5 7 回利付国債 1 0 年	13,000,000	13,137,150	
	第3 5 7 回利付国債 1 0 年	30,000,000	30,316,500	
	第3 5 7 回利付国債 1 0 年	20,000,000	20,211,000	
	第3 5 7 回利付国債 1 0 年	237,000,000	239,500,350	
	第3 5 7 回利付国債 1 0 年	20,000,000	20,211,000	
	第3 5 8 回利付国債 1 0 年	17,000,000	17,167,110	
	第3 5 8 回利付国債 1 0 年	118,000,000	119,159,940	
	第2 4 回利付国債 3 0 年	49,000,000	66,510,640	
	第2 7 回利付国債 3 0 年	15,000,000	20,590,200	
	第2 8 回利付国債 3 0 年	18,000,000	24,849,360	
	第3 2 回利付国債 3 0 年	63,000,000	86,745,330	
	第3 4 回利付国債 3 0 年	90,000,000	123,403,500	
	第3 7 回利付国債 3 0 年	162,000,000	214,904,340	
	第4 3 回利付国債 3 0 年	55,000,000	71,411,450	
	第4 6 回利付国債 3 0 年	127,000,000	159,453,580	
	第4 9 回利付国債 3 0 年	81,000,000	100,030,950	
	第5 7 回利付国債 3 0 年	70,000,000	76,292,300	
	第5 9 回利付国債 3 0 年	20,000,000	21,299,600	
	第6 1 回利付国債 3 0 年	77,000,000	82,082,770	
	第6 2 回利付国債 3 0 年	75,000,000	75,956,250	
	第6 3 回利付国債 3 0 年	66,000,000	64,983,600	
	第6 3 回利付国債 3 0 年	44,000,000	43,322,400	
	第6 4 回利付国債 3 0 年	198,000,000	194,929,020	
	第6 4 回利付国債 3 0 年	14,000,000	13,782,860	
	第6 5 回利付国債 3 0 年	17,000,000	16,734,290	
	第6 5 回利付国債 3 0 年	10,000,000	9,843,700	
	第1 2 1 回利付国債 2 0 年	48,000,000	57,306,240	

	第130回利付国債20年	81,000,000	96,812,010	
	第133回利付国債20年	254,000,000	304,314,860	
	第140回利付国債20年	65,000,000	77,623,650	
	第145回利付国債20年	63,000,000	75,722,850	
	第146回利付国債20年	111,000,000	133,666,200	
	第148回利付国債20年	100,000,000	118,131,000	
	第149回利付国債20年	230,000,000	272,069,300	
	第149回利付国債20年	20,000,000	23,658,200	
	第149回利付国債20年	12,000,000	14,194,920	
	第149回利付国債20年	28,000,000	33,121,480	
	第152回利付国債20年	122,000,000	139,570,440	
	第152回利付国債20年	43,000,000	49,192,860	
	第153回利付国債20年	77,000,000	89,334,630	
	第157回利付国債20年	85,000,000	84,277,500	
	第159回利付国債20年	165,000,000	173,779,650	
	第164回利付国債20年	80,000,000	82,707,200	
	第165回利付国債20年	54,000,000	55,804,140	
	第167回利付国債20年	63,000,000	65,045,610	
	第170回利付国債20年	56,000,000	55,694,240	
	第171回利付国債20年	40,000,000	39,779,200	
	第171回利付国債20年	10,000,000	9,944,800	
	第171回利付国債20年	19,000,000	18,895,120	
	第171回利付国債20年	61,000,000	60,663,280	
	第171回利付国債20年	61,000,000	60,663,280	
	第172回利付国債20年	61,000,000	61,794,220	
	第172回利付国債20年	61,000,000	61,794,220	
国債証券計		4,145,000,000	4,662,998,740	
社債券	2017第1回バンク・サントナール・エセ・ アー円貨社債(TLAC)	100,000,000	97,997,000	
	アフラック変動利付ユーロ円債47/10/23	100,000,000	105,250,200	
	第1回住友化学無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	199,093,000	
	第2回住友化学無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	99,566,600	
	第1回武田薬品工業無担保社債(劣後特約付)	500,000,000	511,109,500	
	第1回楽天無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	205,201,200	
	第2回日本製鉄無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	98,286,300	
	第3回日本製鉄無担保社債(劣後特約付)	100,000,000	97,636,100	
	第1回アイシン精機無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	196,557,200	
	第1回ドンキホーテホールディングス無担保社債 (劣後特約付)	200,000,000	202,048,200	
	第10回三菱UFJフィナンシャル・グループ無 担保永久社債(劣後特約付)	100,000,000	98,478,400	
	第14回SBIホールディングス無担保社債	100,000,000	100,190,000	
	第17回オリエントコーポレーション無担保社債	100,000,000	99,631,000	
	三井住友海上火災保険第3回劣後債	100,000,000	100,346,200	
	損害保険ジャパン日本興亜第3回劣後債	200,000,000	200,945,800	
	第2回T&Dホールディングス無担保社債(劣後 特約付)	100,000,000	99,257,000	
	第18回光通信無担保社債	100,000,000	96,773,000	
	第57回ソフトバンクグループ無担保社債	100,000,000	85,095,000	

	第1回ソフトバンク無担保社債(劣後特約付)	200,000,000	195,064,000	
	アフラック生命保険第1回劣後債	100,000,000	100,398,100	
社債券計		3,000,000,000	2,988,923,800	
合計			7,651,922,540	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

(参考)

以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 明治安田外国債券マザーファンド

## (1) 貸借対照表

	(2020年5月20日現在)
科目	金額(円)
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
預金	5,239,313
金銭信託	55,791,229
国債証券	1,169,638,840
社債券	112,795,848
未収利息	5,366,291
前払費用	1,278,810
<b>流動資産合計</b>	<b>1,350,110,331</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,350,110,331</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
その他未払費用	3,059
<b>流動負債合計</b>	<b>3,059</b>
<b>負債合計</b>	<b>3,059</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	461,633,036
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金( )	888,474,236
<b>元本等合計</b>	<b>1,350,107,272</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,350,107,272</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,350,110,331</b>

**（２）注記表**

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 国債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの計算期間末の2020年5月20日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、2020年3月10日から2021年3月9日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2020年5月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 2019年5月21日 至 2020年5月20日)の元本状況	
期首(2019年5月21日)の元本額	504,796,348円
対象期間中の追加設定元本額	53,402,892円
対象期間中の一部解約元本額	96,566,204円
2020年5月20日現在の元本額の内訳	
明治安田外国債券ファンド	46,468,973円
明治安田ライフプランファンド20	86,347,812円
明治安田ライフプランファンド50	91,631,976円
明治安田ライフプランファンド70	36,087,743円
フコク株25大河	29,631,708円
フコク株50大河	44,166,515円
明治安田外債日本株ファンド	106,676,060円
明治安田VA外国債券ファンド(適格機関投資家専用)	10,797,769円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	4,006,924円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	3,144,526円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	2,094,475円
大河25VA 適格機関投資家専用	258,493円
大河50VA 適格機関投資家専用	320,062円
計	461,633,036円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.9246円
(10,000口当たり純資産額)	(29,246円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

**（３）附属明細表**

## 第１ 有価証券明細表

## （１）株式（2020年5月20日現在）

該当事項はございません。

## （２）株式以外の有価証券

（2020年5月20日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券				
米ドル	US TREASURY N/B 2.75%	150,000	162,011.71	
	US TREASURY N/B 1.375%	200,000	207,625.00	
	US TREASURY N/B 2.5%	1,081,000	1,175,925.31	
	US TREASURY N/B 1.625%	408,000	435,093.75	
	US TREASURY N/B 1.625%	600,000	639,843.75	
	US TREASURY N/B 2.375%	320,000	360,300.00	
	US TREASURY N/B 2.625%	20,000	23,354.68	
	US TREASURY N/B 1.625%	270,000	279,492.18	
	US TREASURY N/B 1.75%	480,000	501,675.00	
	US TREASURY N/B 4.5%	50,000	76,148.43	
	US TREASURY N/B 3.125%	110,000	148,104.68	
	US TREASURY N/B 2.75%	30,000	38,226.56	
	US TREASURY N/B 2.875%	490,000	637,746.48	
	US TREASURY N/B 2.5%	175,000	215,441.40	
	US TREASURY N/B 2.5%	70,000	86,176.56	
小計		4,454,000	4,987,165.49	
			(538,514,129)	
カナダドル	CANADA-GOV'T 1.5%	85,000	90,235.15	
	CANADA-GOV'T 5.75%	80,000	116,294.40	
	CANADA-GOV'T 4%	74,000	114,446.18	
小計		239,000	320,975.73	
			(24,901,297)	
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT. 5.75%	120,000	134,058.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	118,000	141,718.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	20,000	24,020.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 3%	50,000	63,339.60	
小計		308,000	363,135.60	
			(25,691,843)	
イギリスポンド	UK TSY GILT 1%	250,000	259,612.50	
	TREASURY 4.5%	10,000	15,588.00	
	TREASURY 4.5%	20,000	31,176.00	
	UK TSY GILT 1.75%	260,000	335,166.00	
小計		540,000	641,542.50	
			(84,959,473)	
マレーシアリングット	MALAYSIA GOVT 3.418%	275,000	281,933.02	
小計		275,000	281,933.02	



			(6,994,758)	
スウェーデンクローナ	SWEDISH GOVRMNT 2.5%	770,000	876,498.70	
	SWEDISH GOVRMNT 3.5%	380,000	594,434.00	
小計		1,150,000	1,470,932.70	
			(16,400,899)	
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOV'T 1.5%	150,000	160,995.00	
	NORWEGIAN GOV'T 1.5%	90,000	96,597.00	
小計		240,000	257,592.00	
			(2,789,721)	
メキシコペソ	MEXICAN BONOS 7.5%	1,940,000	2,127,937.50	
小計		1,940,000	2,127,937.50	
			(9,724,674)	
イスラエルシェケル	ISRAEL FIXED 1%	100,000	102,755.00	
	ISRAEL FIXED 1%	60,000	61,653.00	
小計		160,000	164,408.00	
			(5,052,257)	
ポーランドズロチ	POLAND GOVT BOND 2.75%	260,000	291,460.00	
小計		260,000	291,460.00	
			(7,560,472)	
ユーロ	DEUTSCHLAND REP 2%	60,000	62,607.00	
	DEUTSCHLAND REP 0%	30,000	31,383.60	
	DEUTSCHLAND REP 0%	50,000	52,306.00	
	DEUTSCHLAND REP 0%	40,000	41,844.80	
	DEUTSCHLAND REP 0%	20,000	20,922.40	
	DEUTSCHLAND REP 1.25%	60,000	82,235.40	
	BTPS 0.95%	490,000	493,136.00	
	BTPS 1.45%	40,000	40,548.00	
	BTPS 4.5%	160,000	188,560.00	
	BTPS 4.75%	138,000	172,168.80	
	BTPS 4.75%	80,000	99,808.00	
	BTPS 5.25%	50,000	65,735.00	
	BTPS 5.25%	80,000	105,176.00	
	BTPS 4%	61,000	75,987.70	
	BTPS I/L 2.55%	50,000	64,046.12	
	BTPS 3.25%	80,000	91,160.00	
	FRANCE O.A.T. 2.75%	145,000	176,711.50	
	FRANCE O.A.T. 2.75%	90,000	109,683.00	
	FRANCE O.A.T. 0.5%	50,000	52,105.00	
	FRANCE O.A.T. 0.5%	70,000	72,947.00	
	FRANCE O.A.T. 5.75%	40,000	67,672.00	
	FRANCE O.A.T. 1.75%	60,000	74,214.00	

	FRANCE O.A.T. 3.25%	70,000	111,755.00	
	FRANCE O.A.T. 3.25%	100,000	159,650.00	
	SPANISH GOV'T 2.15%	350,000	387,905.00	
	SPANISH GOV'T 2.75%	30,000	33,639.00	
	SPANISH GOV'T 1.5%	44,000	47,506.80	
	SPANISH GOV'T 1.5%	80,000	86,376.00	
	SPANISH GOV'T 1.45%	70,000	75,313.00	
	SPANISH GOV'T 1.45%	30,000	32,277.00	
	SPANISH GOV'T 1.85%	35,000	39,067.00	
	SPANISH GOV'T 4.2%	26,000	38,474.80	
	SPANISH GOV'T 3.45%	20,000	31,382.00	
	SPANISH GOV'T 3.45%	30,000	47,073.00	
	BELGIAN 0338 0.5%	80,000	82,880.00	
	BELGIAN 0338 0.5%	80,000	82,880.00	
	BELGIAN 0347 0.9%	110,000	119,130.00	
	BELGIAN 0348 1.7%	50,000	62,140.00	
	IRISH GOVT 3.9%	20,000	22,401.00	
	IRISH GOVT 3.9%	50,000	56,002.50	
	IRISH GOVT 2%	22,000	28,536.20	
小計		3,241,000	3,785,345.62	
			(447,049,317)	
国債証券計			1,169,638,840	
			(1,169,638,840)	
社債券				
米ドル	JPMORGAN CHASE 3.2%	30,000	31,540.58	
	SOCIETE GENERALE 3.25%	200,000	203,682.44	
	BNP PARIBAS 3.5%	200,000	207,140.04	
	HSBC HOLDINGS 4%	100,000	104,728.93	
小計		530,000	547,091.99	
			(59,074,993)	
ユーロ	GOLDMAN SACHS GP 2%	30,000	30,873.00	
	GOLDMAN SACHS GP 2%	50,000	51,565.00	
	DEUTSCH BAHN FIN 1.5%	100,000	108,100.00	
	RABOBANK 4%	60,000	63,618.00	
	BANCO SANTANDER 1.375%	200,000	200,720.00	
小計		440,000	454,876.00	
			(53,720,855)	
社債券計			112,795,848	
			(112,795,848)	
合計			1,282,434,688	
			(1,282,434,688)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(注4) 有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計額に対する比率
米ドル	国債証券13銘柄	39.9%	42.0%
	社債券4銘柄	4.4%	4.6%
カナダドル	国債証券3銘柄	1.8%	1.9%
オーストラリアドル	国債証券3銘柄	1.9%	2.0%
イギリスポンド	国債証券3銘柄	6.3%	6.6%
マレーシアリングgit	国債証券1銘柄	0.5%	0.5%
スウェーデンクローナ	国債証券2銘柄	1.2%	1.3%
ノルウェークローネ	国債証券1銘柄	0.2%	0.2%
メキシコペソ	国債証券1銘柄	0.7%	0.8%
イスラエルシュケル	国債証券1銘柄	0.4%	0.4%
ポーランドズロチ	国債証券1銘柄	0.6%	0.6%
ユーロ	国債証券28銘柄	33.1%	34.9%
	社債券5銘柄	4.0%	4.2%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はございません。

## 【中間財務諸表】

- ( 1 ) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- ( 2 ) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期中間計算期間（2020年5月21日から2020年11月20日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

## 【明治安田ライフプランファンド20】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第20期計算期間末 (2020年5月20日現在)	第21期中間計算期間末 (2020年11月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	67,258,892	59,286,071
親投資信託受益証券	1,628,658,489	1,651,364,609
未収入金	-	60,000
流動資産合計	1,695,917,381	1,710,710,680
資産合計		
	1,695,917,381	1,710,710,680
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	9,045,961	-
未払解約金	71,062	186,112
未払受託者報酬	470,919	465,151
未払委託者報酬	7,723,012	7,628,344
その他未払費用	40,947	40,521
流動負債合計	17,351,901	8,320,128
負債合計		
	17,351,901	8,320,128
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,292,280,172	1,265,170,292
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	386,285,308	437,220,260
(分配準備積立金)	146,105,365	135,135,276
元本等合計	1,678,565,480	1,702,390,552
純資産合計		
	1,678,565,480	1,702,390,552
負債純資産合計		
	1,695,917,381	1,710,710,680

## ( 2 ) 【中間損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第20期中間計算期間 (自 2019年5月21日 至 2019年11月20日)	第21期中間計算期間 (自 2020年5月21日 至 2020年11月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	58,706,124	67,806,120
営業収益合計	58,706,124	67,806,120
営業費用		
受託者報酬	465,754	465,151
委託者報酬	7,663,563	7,628,344
その他費用	68,004	67,457
営業費用合計	8,197,321	8,160,952
営業利益又は営業損失( )	50,508,803	59,645,168
経常利益又は経常損失( )	50,508,803	59,645,168
中間純利益又は中間純損失( )	50,508,803	59,645,168
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	3,098,747	2,117,793
期首剰余金又は期首欠損金( )	396,185,066	386,285,308
剰余金増加額又は欠損金減少額	55,033,405	23,129,992
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	55,033,405	23,129,992
剰余金減少額又は欠損金増加額	56,018,559	29,722,415
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	56,018,559	29,722,415
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	442,609,968	437,220,260

**（３）【中間注記表】**

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、2020年5月21日から2021年5月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、2020年5月21日から2020年11月20日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第20期計算期間末 (2020年5月20日現在)	第21期中間計算期間末 (2020年11月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,292,280,172口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,265,170,292口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2989円 (10,000口当たり純資産額) (12,989円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3456円 (10,000口当たり純資産額) (13,456円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第20期中間計算期間 (自 2019年5月21日 至 2019年11月20日)	第21期中間計算期間 (自 2020年5月21日 至 2020年11月20日)
当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 145,222円	当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 145,272円

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

	第20期計算期間 （自 2019年5月21日 至 2020年5月20日）	第21期中間計算期間 （自 2020年5月21日 至 2020年11月20日）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## （その他の注記）

## 1. 元本の移動

	第20期計算期間 （自 2019年5月21日 至 2020年5月20日）	第21期中間計算期間 （自 2020年5月21日 至 2020年11月20日）
期首元本額	1,319,916,924円	1,292,280,172円
期中追加設定元本額	275,362,124円	72,215,005円
期中一部解約元本額	302,998,876円	99,324,885円

## 2. デリバティブ取引関係

第20期計算期間末（2020年5月20日現在）

該当事項はございません。

第21期中間計算期間末（2020年11月20日現在）

該当事項はございません。



【明治安田ライフプランファンド50】  
(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第20期計算期間末 (2020年5月20日現在)	第21期中間計算期間末 (2020年11月20日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	76,706,348	70,951,555
親投資信託受益証券	1,763,808,925	1,883,281,303
未収入金	-	9,640,000
流動資産合計	1,840,515,273	1,963,872,858
資産合計	1,840,515,273	1,963,872,858
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	11,318,991	-
未払解約金	2,672	11,288,850
未払受託者報酬	713,326	732,383
未払委託者報酬	11,005,604	11,299,524
その他未払費用	64,814	66,683
流動負債合計	23,105,407	23,387,440
負債合計	23,105,407	23,387,440
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,414,873,955	1,391,725,959
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	402,535,911	548,759,459
(分配準備積立金)	320,858,169	298,066,604
元本等合計	1,817,409,866	1,940,485,418
純資産合計	1,817,409,866	1,940,485,418
負債純資産合計	1,840,515,273	1,963,872,858

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第20期中間計算期間 (自 2019年5月21日 至 2019年11月20日)	第21期中間計算期間 (自 2020年5月21日 至 2020年11月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	97,699,482	167,102,378
営業収益合計	97,699,482	167,102,378
営業費用		
受託者報酬	701,768	732,383
委託者報酬	10,854,440	11,299,524
その他費用	93,485	97,523
営業費用合計	11,649,693	12,129,430
営業利益又は営業損失( )	86,049,789	154,972,948
経常利益又は経常損失( )	86,049,789	154,972,948
中間純利益又は中間純損失( )	86,049,789	154,972,948
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	641,168	6,202,214
期首剰余金又は期首欠損金( )	418,001,410	402,535,911
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,758,636	26,981,145
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,758,636	26,981,145
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,194,401	29,528,331
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,194,401	29,528,331
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	507,974,266	548,759,459

**（ 3 ）【中間注記表】**

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、2020年5月21日から2021年5月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、2020年5月21日から2020年11月20日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第20期計算期間末 (2020年5月20日現在)	第21期中間計算期間末 (2020年11月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,414,873,955口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,391,725,959口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2845円 (10,000口当たり純資産額) (12,845円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3943円 (10,000口当たり純資産額) (13,943円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第20期中間計算期間 (自 2019年5月21日 至 2019年11月20日)	第21期中間計算期間 (自 2020年5月21日 至 2020年11月20日)
当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 500,492円	当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 522,739円

## （金融商品に関する注記）

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

	第20期計算期間 （自 2019年5月21日 至 2020年5月20日）	第21期中間計算期間 （自 2020年5月21日 至 2020年11月20日）
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## （その他の注記）

## 1. 元本の移動

	第20期計算期間 （自 2019年5月21日 至 2020年5月20日）	第21期中間計算期間 （自 2020年5月21日 至 2020年11月20日）
期首元本額	1,392,506,438円	1,414,873,955円
期中追加設定元本額	150,603,421円	80,254,766円
期中一部解約元本額	128,235,904円	103,402,762円

## 2. デリバティブ取引関係

第20期計算期間末（2020年5月20日現在）

該当事項はございません。

第21期中間計算期間末（2020年11月20日現在）

該当事項はございません。

【明治安田ライフプランファンド70】  
（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第20期計算期間末 （2020年5月20日現在）	第21期中間計算期間末 （2020年11月20日現在）
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	46,231,354	43,888,173
親投資信託受益証券	1,039,364,437	1,150,441,274
未収入金	-	600,000
流動資産合計	1,085,595,791	1,194,929,447
資産合計	1,085,595,791	1,194,929,447
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	7,029,408	-
未払解約金	734,231	825,264
未払受託者報酬	484,301	499,332
未払委託者報酬	7,324,970	7,552,354
その他未払費用	62,811	64,806
流動負債合計	15,635,721	8,941,756
負債合計	15,635,721	8,941,756
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	878,676,073	871,512,186
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	191,283,997	314,475,505
（分配準備積立金）	184,807,534	169,920,723
元本等合計	1,069,960,070	1,185,987,691
純資産合計	1,069,960,070	1,185,987,691
負債純資産合計	1,085,595,791	1,194,929,447

## ( 2 ) 【中間損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第20期中間計算期間 (自 2019年5月21日 至 2019年11月20日)	第21期中間計算期間 (自 2020年5月21日 至 2020年11月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	71,683,577	133,086,837
営業収益合計	71,683,577	133,086,837
営業費用		
受託者報酬	479,625	499,332
委託者報酬	7,265,142	7,552,354
その他費用	80,108	83,469
営業費用合計	7,824,875	8,135,155
営業利益又は営業損失( )	63,858,702	124,951,682
経常利益又は経常損失( )	63,858,702	124,951,682
中間純利益又は中間純損失( )	63,858,702	124,951,682
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	910,670	4,503,034
期首剰余金又は期首欠損金( )	217,142,280	191,283,997
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,658,135	18,722,660
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,658,135	18,722,660
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,240,211	15,979,800
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,240,211	15,979,800
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	281,508,236	314,475,505

### （３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は、2020年5月21日から2021年5月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、2020年5月21日から2020年11月20日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第20期計算期間末 (2020年5月20日現在)	第21期中間計算期間末 (2020年11月20日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 878,676,073口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 871,512,186口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2177円 (10,000口当たり純資産額) (12,177円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3608円 (10,000口当たり純資産額) (13,608円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第20期中間計算期間 (自 2019年5月21日 至 2019年11月20日)	第21期中間計算期間 (自 2020年5月21日 至 2020年11月20日)
当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 428,553円	当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券における信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 支払金額 444,817円

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

	第20期計算期間 (自 2019年5月21日 至 2020年5月20日)	第21期中間計算期間 (自 2020年5月21日 至 2020年11月20日)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	親投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (その他の注記)

## 1. 元本の移動

	第20期計算期間 (自 2019年5月21日 至 2020年5月20日)	第21期中間計算期間 (自 2020年5月21日 至 2020年11月20日)
期首元本額	864,506,270円	878,676,073円
期中追加設定元本額	135,439,858円	65,814,668円
期中一部解約元本額	121,270,055円	72,978,555円

## 2. デリバティブ取引関係

第20期計算期間末(2020年5月20日現在)

該当事項はございません。

第21期中間計算期間末(2020年11月20日現在)

該当事項はございません。



## （参考）

当ファンドは「明治安田日本株式マザーファンド、明治安田アメリカ株式マザーファンド、明治安田欧州株式マザーファンド、明治安田日本債券マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 明治安田日本株式マザーファンド

## （１）貸借対照表

	（2020年11月20日現在）
科目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
金銭信託	7,090,938
株式	3,722,424,560
未収入金	204,956,369
未収配当金	27,844,183
<b>流動資産合計</b>	<b>3,962,316,050</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,962,316,050</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払金	182,858,840
未払解約金	9,860,000
その他未払費用	1,121
<b>流動負債合計</b>	<b>192,719,961</b>
<b>負債合計</b>	<b>192,719,961</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	2,585,681,820
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金（ ）	1,183,914,269
<b>元本等合計</b>	<b>3,769,596,089</b>
<b>純資産合計</b>	<b>3,769,596,089</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>3,962,316,050</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2020年11月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、2020年1月21日から2021年1月20日までとなっております。

(その他の注記)

(2020年11月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間（自 2020年5月21日 至 2020年11月20日）の元本状況	
期首（2020年5月21日）の元本額	2,881,347,480円
対象期間中の追加設定元本額	80,315,841円
対象期間中の一部解約元本額	375,981,501円
2020年11月20日現在の元本額の内訳	
明治安田日本株式ファンド	597,899,212円
明治安田ライフプランファンド20	179,123,478円
明治安田ライフプランファンド50	406,436,872円
明治安田ライフプランファンド70	327,462,164円
明治安田外債日本株ファンド	145,615,863円
楽天資産形成ファンド	888,570,436円
明治安田VAライフプランファンド20（適格機関投資家専用）	8,301,916円
明治安田VAライフプランファンド50（適格機関投資家専用）	13,599,207円
明治安田VAライフプランファンド70（適格機関投資家専用）	18,672,672円
計	2,585,681,820円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.4579円
（10,000口当たり純資産額）	(14,579円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（参考）

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田アメリカ株式マザーファンド

（１）貸借対照表

	（2020年11月20日現在）
科目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
金銭信託	15,082,716
株式	2,696,631,310
投資信託受益証券	52,813,150
投資証券	83,562,058
未収入金	14,959,539
未収配当金	3,131,194
<b>流動資産合計</b>	<b>2,866,179,967</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,866,179,967</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
前受金	12,244,862
未払解約金	4,420,000
その他未払費用	559
<b>流動負債合計</b>	<b>16,665,421</b>
<b>負債合計</b>	<b>16,665,421</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	892,261,957
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金（ ）	1,957,252,589
<b>元本等合計</b>	<b>2,849,514,546</b>
<b>純資産合計</b>	<b>2,849,514,546</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>2,866,179,967</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 また、受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2020年11月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、2020年4月21日から2021年4月20日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2020年11月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 2020年5月21日 至 2020年11月20日)の元本状況	
期首(2020年5月21日)の元本額	955,013,207円
対象期間中の追加設定元本額	51,817,368円
対象期間中の一部解約元本額	114,568,618円
2020年11月20日現在の元本額の内訳	
明治安田アメリカ株式ファンド	249,132,936円
明治安田ライフプランファンド20	13,597,271円
明治安田ライフプランファンド50	61,265,294円
明治安田ライフプランファンド70	55,876,813円
フコク株25大河	35,055,966円
フコク株50大河	82,053,221円
フコク株75大河	108,690,878円
楽天資産形成ファンド	268,499,709円
明治安田VAアメリカ株式ファンド(適格機関投資家専用)	10,206,274円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	625,970円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	2,051,334円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	3,169,138円
大河25VA 適格機関投資家専用	299,976円
大河50VA 適格機関投資家専用	591,416円
大河75VA 適格機関投資家専用	1,145,761円
計	892,261,957円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.1936円
(10,000口当たり純資産額)	(31,936円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（参考）

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田欧州株式マザーファンド

（１）貸借対照表

	（2020年11月20日現在）
科目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
預金	36,140,782
金銭信託	34,326,701
株式	1,920,793,060
未収配当金	2,054,117
<b>流動資産合計</b>	<b>1,993,314,660</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,993,314,660</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払解約金	6,820,000
その他未払費用	2,086
<b>流動負債合計</b>	<b>6,822,086</b>
<b>負債合計</b>	<b>6,822,086</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	957,398,737
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金（ ）	1,029,093,837
<b>元本等合計</b>	<b>1,986,492,574</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,986,492,574</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,993,314,660</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2020年11月20日現在であります。</p> <p>なお、当親投資信託の計算期間は、2020年1月21日から2021年1月20日までとなっております。</p>

(その他の注記)

(2020年11月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 2020年5月21日 至 2020年11月20日)の元本状況	
期首(2020年5月21日)の元本額	1,119,277,591円
対象期間中の追加設定元本額	57,097,090円
対象期間中の一部解約元本額	218,975,944円
2020年11月20日現在の元本額の内訳	
欧州厳選株式ファンド	198,798,642円
明治安田欧州株式ファンド	155,413,810円
明治安田ライフプランファンド20	21,674,655円
明治安田ライフプランファンド50	96,429,862円
明治安田ライフプランファンド70	88,845,254円
フコク株25大河	37,375,461円
フコク株50大河	86,318,549円
フコク株75大河	113,802,702円
楽天資産形成ファンド	139,427,200円
明治安田VA欧州株式ファンド(適格機関投資家専用)	8,145,778円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	970,376円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	3,179,465円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	4,911,885円
大河25VA 適格機関投資家専用	310,052円
大河50VA 適格機関投資家専用	611,101円
大河75VA 適格機関投資家専用	1,183,945円
計	957,398,737円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.0749円
(10,000口当たり純資産額)	(20,749円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額



（参考）

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本債券マザーファンド

（１）貸借対照表

	（2020年11月20日現在）
科目	金額（円）
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
金銭信託	542,460,193
国債証券	7,040,671,390
地方債証券	99,934,000
社債券	5,473,351,700
未収入金	603,574,000
未収利息	25,630,287
前払費用	7,001,355
<b>流動資産合計</b>	<b>13,792,622,925</b>
<b>資産合計</b>	<b>13,792,622,925</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
未払金	908,680,000
その他未払費用	21,045
<b>流動負債合計</b>	<b>908,701,045</b>
<b>負債合計</b>	<b>908,701,045</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	8,224,875,184
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金（ ）	4,659,046,696
<b>元本等合計</b>	<b>12,883,921,880</b>
<b>純資産合計</b>	<b>12,883,921,880</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>13,792,622,925</b>

## (2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2020年11月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、2020年1月21日から2021年1月20日までとなっております。

(その他の注記)

(2020年11月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 2020年5月21日 至 2020年11月20日)の元本状況	
期首(2020年5月21日)の元本額	5,056,091,808円
対象期間中の追加設定元本額	3,221,817,625円
対象期間中の一部解約元本額	53,034,249円
2020年11月20日現在の元本額の内訳	
明治安田日本債券ファンド	5,995,945,573円
明治安田ライフプランファンド20	669,395,912円
明治安田ライフプランファンド50	389,518,970円
明治安田ライフプランファンド70	125,043,016円
楽天資産形成ファンド	989,440,384円
明治安田VA日本債券ファンド(適格機関投資家専用)	2,927,842円
明治安田VAライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	31,804,116円
明治安田VAライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	13,443,802円
明治安田VAライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	7,355,569円
計	8,224,875,184円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.5665円
(10,000口当たり純資産額)	(15,665円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（参考）

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田外国債券マザーファンド

（１）貸借対照表

	(2020年11月20日現在)
科目	金額(円)
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	
預金	7,540,255
金銭信託	36,513,495
国債証券	1,245,620,847
社債券	101,440,855
派生商品評価勘定	154,077
未収入金	163,890,529
未収利息	5,195,353
前払費用	441,269
<b>流動資産合計</b>	<b>1,560,796,680</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,560,796,680</b>
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	
派生商品評価勘定	152,989
未払金	163,788,243
その他未払費用	2,070
<b>流動負債合計</b>	<b>163,943,302</b>
<b>負債合計</b>	<b>163,943,302</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>元本等</b>	
元本	464,342,542
<b>剰余金</b>	
剰余金又は欠損金( )	932,510,836
<b>元本等合計</b>	<b>1,396,853,378</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,396,853,378</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,560,796,680</b>

**(2) 注記表**

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。  (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替予約による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他	貸借対照表は、ファンドの中間計算期間末の2020年11月20日現在であります。 なお、当親投資信託の計算期間は、2020年3月10日から2021年3月9日までとなっております。

(その他の注記)

(2020年11月20日現在)	
1. 元本の移動	
対象期間(自 2020年5月21日 至 2020年11月20日)の元本状況	
期首(2020年5月21日)の元本額	461,633,036円
対象期間中の追加設定元本額	19,734,308円
対象期間中の一部解約元本額	17,024,802円
2020年11月20日現在の元本額の内訳	
明治安田外国債券ファンド	46,917,747円
明治安田ライフプランファンド20	84,174,859円
明治安田ライフプランファンド50	94,679,995円
明治安田ライフプランファンド70	38,016,454円
フコク株25大河	29,940,973円
フコク株50大河	46,085,123円
明治安田外債日本株ファンド	103,681,080円
明治安田VA外国債券ファンド(適格機関投資家専用)	10,753,791円
明治安田VALライフプランファンド20(適格機関投資家専用)	3,980,629円
明治安田VALライフプランファンド50(適格機関投資家専用)	3,260,325円
明治安田VALライフプランファンド70(適格機関投資家専用)	2,238,696円
大河25VA 適格機関投資家専用	264,817円
大河50VA 適格機関投資家専用	348,053円
計	464,342,542円
2. 対象期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.0082円
(10,000口当たり純資産額)	(30,082円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

**2【ファンドの現況】**

(2020年12月30日現在)

**【純資産額計算書】**

## 明治安田ライフプランファンド20

資産総額	1,821,203,544 円
負債総額	1,928,395 円
純資産総額 ( - )	1,819,275,149 円
発行済口数	1,334,175,043 口
1口当たり純資産額 ( / )	1.3636 円
(1万口当たり純資産額)	(13,636 円)

## 明治安田ライフプランファンド50

資産総額	2,027,639,333 円
負債総額	2,913,048 円
純資産総額 ( - )	2,024,726,285 円
発行済口数	1,411,917,433 口
1口当たり純資産額 ( / )	1.4340 円
(1万口当たり純資産額)	(14,340 円)

## 明治安田ライフプランファンド70

資産総額	1,244,694,949 円
負債総額	2,651,104 円
純資産総額 ( - )	1,242,043,845 円
発行済口数	879,316,858 口
1口当たり純資産額 ( / )	1.4125 円
(1万口当たり純資産額)	(14,125 円)

(参考)

## 明治安田日本株式マザーファンド

資産総額	3,980,362,796 円
負債総額	107,694,944 円
純資産総額 ( - )	3,872,667,852 円
発行済口数	2,520,610,272 口
1口当たり純資産額 ( / )	1.5364 円
(1万口当たり純資産額)	(15,364 円)

## 明治安田アメリカ株式マザーファンド

資産総額	2,940,351,313 円
負債総額	1,010,886 円
純資産総額( - )	2,939,340,427 円
発行済口数	888,710,342 口
1口当たり純資産額( / )	3.3074 円
(1万口当たり純資産額)	(33,074 円)

## 明治安田欧州株式マザーファンド

資産総額	2,018,863,456 円
負債総額	432,647 円
純資産総額( - )	2,018,430,809 円
発行済口数	908,131,726 口
1口当たり純資産額( / )	2.2226 円
(1万口当たり純資産額)	(22,226 円)

## 明治安田日本債券マザーファンド

資産総額	14,599,993,610 円
負債総額	276,372,984 円
純資産総額( - )	14,323,620,626 円
発行済口数	9,122,906,942 口
1口当たり純資産額( / )	1.5701 円
(1万口当たり純資産額)	(15,701 円)

## 明治安田外国債券マザーファンド

資産総額	1,456,055,536 円
負債総額	4,523 円
純資産総額( - )	1,456,051,013 円
発行済口数	477,040,979 口
1口当たり純資産額( / )	3.0523 円
(1万口当たり純資産額)	(30,523 円)

**第4【内国投資信託受益証券事務の概要】**

- (1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称および住所並びに手数料  
該当事項はありません。
- (2) 受益者等に対する特典  
該当事項はありません。
- (3) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容  
該当事項はありません。
- (4) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項  
該当事項はありません。
- (5) 振替受益権

**受益証券の不発行**

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

**受益権の譲渡**

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

**受益権の譲渡の対抗要件**

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

**受益権の再分割**

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**償還金**

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

**質権口記載または記録の受益権の取扱いについて**

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金・償還金の支払い等については、約款の規定による他、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。



## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10億円
会社が発行する株式総数：	33,220株
発行済株式総数：	18,887株

< 過去5年間における資本金の額の推移 >  
該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

###### 投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2020年12月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
株式投資信託	追加型	158 本	1,748,902,328,029 円
	単位型	11 本	88,158,996,722 円
公社債投資信託	単位型	5 本	21,242,347,449 円
合計		174 本	1,858,303,672,200 円

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

#### 2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,783,641	8,487,669
前払費用	166,084	149,996
未収委託者報酬	1,653,543	1,573,822
未収運用受託報酬	124,755	130,905
未収投資助言報酬	256,406	261,532
差入保証金	-	181,690
その他	186	38
流動資産合計	10,984,617	10,785,656
固定資産		
有形固定資産		
建物	<sup>1</sup> 167,904	<sup>1</sup> 4,057
器具備品	<sup>1</sup> 153,164	<sup>1</sup> 123,677
建設仮勘定	35,501	6,336
有形固定資産合計	356,569	134,071
無形固定資産		
ソフトウェア	60,361	95,476
電話加入権	6,662	6,662
ソフトウェア仮勘定	13,000	-
その他	3	-
無形固定資産合計	80,028	102,138
投資その他の資産		
投資有価証券	2,022	-
長期差入保証金	181,690	300,000
長期前払費用	4,920	2,889
前払年金費用	45,606	9,979
繰延税金資産	43,576	122,271
投資その他の資産合計	277,816	435,140
固定資産合計	714,413	671,350
資産合計	11,699,031	11,457,007

(単位:千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	87,372	55,062
未払金	917,223	869,140
未払収益分配金	134	143
未払手数料	600,682	539,255
その他未払金	316,406	329,741
未払費用	40,858	34,549
未払法人税等	398,894	247,148
未払消費税等	93,070	140,907
賞与引当金	125,179	130,550
資産除去債務	-	62,571
流動負債合計	1,662,600	1,539,930
<b>固定負債</b>		
資産除去債務	58,882	-
固定負債合計	58,882	-
負債合計	1,721,483	1,539,930
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	2,287,707	2,227,250
利益剰余金合計	5,462,748	5,402,292
株主資本合計	9,977,532	9,917,076
<b>評価・換算差額等</b>		
<b>その他有価証券評価差額金</b>	15	-
評価・換算差額等合計	15	-
純資産合計	9,977,548	9,917,076
負債・純資産合計	11,699,031	11,457,007

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,438,402	6,850,468
受入手数料	4,468	1,793
運用受託報酬	1,821,257	1,919,226
投資助言報酬	581,193	555,313
営業収益合計	8,845,322	9,326,801
営業費用		
支払手数料	2,241,473	2,330,306
広告宣伝費	43,065	62,095
公告費	375	750
調査費	1,580,451	1,683,927
調査費	584,064	661,179
委託調査費	996,386	1,022,747
委託計算費	365,866	363,070
営業雑経費	157,569	143,974
通信費	22,936	20,446
印刷費	118,976	106,638
協会費	9,325	12,628
諸会費	5,804	4,261
営業雑費	525	0
営業費用合計	4,388,800	4,584,125
一般管理費		
給料	1,657,528	1,846,336
役員報酬	76,585	76,381
給料・手当	1,269,478	1,413,822
賞与	311,465	356,133
賞与引当金繰入	125,179	130,550
法定福利費	251,898	276,448
福利厚生費	31,313	33,441
交際費	2,071	3,232
寄付金	200	200
旅費交通費	34,359	32,621
租税公課	71,711	71,876
不動産賃借料	202,713	207,615
退職給付費用	84,659	110,387
固定資産減価償却費	88,029	104,847
事務委託費	98,081	139,713
諸経費	99,121	76,644
一般管理費合計	2,746,868	3,033,916
営業利益	1,709,653	1,708,759

（単位：千円）

	前事業年度		当事業年度	
	（自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）		（自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）	
営業外収益				
受取利息		179		208
受取配当金		-		2
投資有価証券売却益		-		37
償還金等時効完成分		7,169		31
保険契約返戻金・配当金		<sup>1</sup> 1,332		<sup>1</sup> 1,389
為替差益		-		473
雑益		691		1,400
営業外収益合計		9,373		3,543
営業外費用				
為替差損		48		-
投資有価証券売却損		-		8
時効成立後支払償還金		-		2,312
雑損失		1,547		997
営業外費用合計		1,596		3,317
経常利益		1,717,430		1,708,985
特別損失				
移転関連費用		-		<sup>2</sup> 168,847
特別損失合計		-		168,847
税引前当期純利益		1,717,430		1,540,137
法人税、住民税及び事業税		548,652		490,515
法人税等調整額		19,999		78,687
法人税等合計		528,652		411,827
当期純利益		1,188,777		1,128,310

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	83,040	3,092,001	2,032,929	5,207,971	9,722,754
当期変動額					
剰余金の配当			933,999	933,999	933,999
当期純利益			1,188,777	1,188,777	1,188,777
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	254,777	254,777	254,777
当期末残高	83,040	3,092,001	2,287,707	5,462,748	9,977,532

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	-	-	9,722,754
当期変動額			
剰余金の配当			933,999
当期純利益			1,188,777
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15	15	15
当期変動額合計	15	15	254,793
当期末残高	15	15	9,977,548

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,287,707	5,462,748	9,977,532
当期変動額					
剰余金の配当			1,188,766	1,188,766	1,188,766
当期純利益			1,128,310	1,128,310	1,128,310
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	60,456	60,456	60,456
当期末残高	83,040	3,092,001	2,227,250	5,402,292	9,917,076

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	15	15	9,977,548
当期変動額			
剰余金の配当			1,188,766
当期純利益			1,128,310
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	15	15	15
当期変動額合計	15	15	60,472
当期末残高	-	-	9,917,076



## [注記事項]

## (重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
2. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## (貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	50,882千円	68,745千円
器具備品	283,070千円	342,079千円

## (損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,332千円	1,389千円

## 2 移設関連費用

当社は次の資産グループについて減損損失を計上しました。

建物付属設備	149,274千円
システム関係	9,877千円
什器備品	9,319千円
少額資産	376千円

当社はすべての資産を一体としてグルーピングをしておりますが、2019年11月28日の取締役会における現在の虎ノ門36森ビルから大手町プレイスへの移転の決議に伴い、新オフィスへの移転が不可能な資産については、別途グルーピングを実施しております。

当該資産グループは新オフィスへの移転が決定したことに伴い、除去が決定していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を移設関連費用として計上しております。当該資産グループの回収可能価額は他の転用や売却が困難であることから0円としております。

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	933,999,924円	49,452円00銭	2018年3月31日	2018年6月27日

## （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,188,766,667円	62,941円00銭	2019年3月31日	2019年6月20日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

## 2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	1,188,766,667円	62,941円00銭	2019年3月31日	2019年6月20日

## （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,128,309,380円	59,740円00銭	2020年3月31日	2020年6月30日

## （リース取引関係）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）
1年内	8,789	8,789
1年超	20,507	11,718
合計	29,296	20,507

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価格の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。

営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度 (2019年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,783,641	8,783,641	-
(2) 未収委託者報酬	1,653,543	1,653,543	-
(3) 未収運用受託報酬	124,755	124,755	-
(4) 未収投資助言報酬	256,406	256,406	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	2,022	2,022	-
(6) 長期差入保証金	181,690	184,263	2,572
資産計	11,002,059	11,004,632	2,572
(1) 未払手数料	600,682	600,682	-
(2) その他未払金	316,406	316,406	-
負債計	917,089	917,089	-

当事業年度 (2020年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	8,487,669	8,487,669	-
(2) 未収委託者報酬	1,573,822	1,573,822	-
(3) 未収運用受託報酬	130,905	130,905	-
(4) 未収投資助言報酬	261,532	261,532	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	-	-	-
(6) 差入保証金	181,690	181,690	-
(7) 長期差入保証金	300,000	287,008	12,991
資産計	10,935,620	10,922,629	12,991
(1) 未払手数料	539,255	539,255	-
(2) その他未払金	329,741	329,741	-
負債計	868,997	868,997	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、(6) 差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(7) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額  
前事業年度 (2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,783,536	-	-	-
未収委託者報酬	1,653,543	-	-	-
未収運用受託報酬	124,755	-	-	-
未収投資助言報酬	256,406	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期のあるもの	-	1,004	-	-
長期差入保証金	-	-	181,690	-
合計	10,818,241	1,004	181,690	-

当事業年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,487,669	-	-	-
未収委託者報酬	1,573,822	-	-	-
未収運用受託報酬	130,905	-	-	-
未収投資助言報酬	261,532	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期のあるもの	-	-	-	-
差入保証金	181,690	-	-	-
長期差入保証金	-	-	300,000	-
合計	10,635,620	-	300,000	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2019年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,022	2,000	22
小計	2,022	2,000	22
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-
合計	2,022	2,000	22

当事業年度 (2020年3月31日)

該当事項はありません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他(投資信託)	2,028	37	8

## 3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	65,364	千円
退職給付費用	84,659	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	64,901	"
前払年金費用の期末残高	45,606	"

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	702,199	千円
年金資産	748,078	"
	45,879	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,606	"
前払年金費用	45,606	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	45,606	"

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 84,659 千円

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	45,606	千円
退職給付費用	110,387	"
退職給付の支払額	-	"
制度への拠出額	74,761	"
前払年金費用の期末残高	9,979	"

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	742,154	千円
年金資産	752,407	"
	10,252	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,979	"
前払年金費用	9,979	"

貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,979	〃
---------------------	-------	---

## (3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 110,387 千円

## (ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
賞与引当金繰入限度超過額	38,330 千円	39,974 千円
未払事業税	24,142 〃	18,922 〃
資産除去債務	18,029 〃	19,159 〃
減損損失	- 〃	51,701 〃
その他	9,379 〃	9,384 〃
繰延税金資産小計	89,882 〃	139,142 〃
評価性引当額	19,573 〃	1,494 〃
繰延税金資産合計	70,308 〃	137,647 〃
<b>繰延税金負債</b>		
資産除去費用	12,760 〃	12,321 〃
前払年金費用	13,964 〃	3,055 〃
その他有価証券評価差額金	7 〃	- 〃
繰延税金負債合計	26,732 〃	15,376 〃
繰延税金資産の純額	43,576 〃	122,271 〃

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	- %	30.62 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	- 〃	0.04 〃
評価性引当額の増減	- 〃	-1.18 〃
雇用拡大促進税制の特別控除	- 〃	-2.90 〃
住民税均等割	- 〃	0.15 〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	- %	26.73 %

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

## (持分法損益等)

該当事項はありません。

## (企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

## 1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時(15年)としており、割引率は0.027%~1.314%を適用しております。

## 3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		(自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	
期首残高	58,490	千円	58,882	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	"	-	"
時の経過による調整額	391	"	396	"
見積もりの変更による増加額	-	"	3,291	"
期末残高	58,882	千円	62,571	千円

## 4. 当該資産除去債務の見積もりの変更

当事業年度において不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等として計上していた資産除去債務について、オフィス移転の決議に伴い、見積もりの変更を行っております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への営業収益	6,438,402	4,468	1,821,257	581,193	8,845,322

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	合計
外部顧客への営業収益	6,850,468	1,793	1,919,226	555,313	9,326,801

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）  
当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）  
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）  
該当事項はありません。



## （関連当事者情報）

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	260,000	生命保険業	(被所有)直接92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	406,364	未収投資助言報酬	215,154
							支払手数料	438,123	未払手数料	126,032

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	250,000	生命保険業	(被所有)直接92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	投資助言報酬	410,511	未収投資助言報酬	229,693
							支払手数料	470,663	未払手数料	143,178

（注1）取引条件ないし取引条件の決定方針等

投資助言報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

（注2）上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

## （1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	528,275円96銭	525,074円18銭
1株当たり当期純利益金額	62,941円57銭	59,740円05銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## 1株当たり純資産額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	9,977,548	9,917,076
普通株式に係る純資産額(千円)	9,977,548	9,917,076
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	18,887	18,887
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	18,887	18,887

## 1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
当期純利益(千円)	1,188,777	1,128,310
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,188,777	1,128,310
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887	18,887

(重要な後発事象)  
該当事項はありません。

## 委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条・第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## 中間財務諸表

## 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (2020年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	7,553,336
未収委託者報酬	1,505,761
未収運用受託報酬	377,357
未収投資助言報酬	262,331
その他	327,965
流動資産合計	10,026,752
固定資産	
有形固定資産	
建物	1,390
器具備品	102,122
建設仮勘定	17,336
有形固定資産合計	123,359
無形固定資産	
ソフトウェア	85,102
電話加入権	6,662
ソフトウェア仮勘定	2,800
無形固定資産合計	94,565
投資その他の資産	
投資有価証券	1,002
長期差入保証金	300,000
長期前払費用	2,042
前払年金費用	166,176
繰延税金資産	75,747
投資その他の資産合計	544,969
固定資産合計	762,894
資産合計	10,789,646

当中間会計期間末 (2020年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
未払手数料	471,375
未払法人税等	237,194
賞与引当金	152,328
資産除去債務	62,571
その他	<sup>2</sup> 543,073
流動負債合計	1,466,542
負債合計	1,466,542
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,633,276
利益剰余金合計	4,808,318
株主資本合計	9,323,102
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1
評価・換算差額等合計	1
純資産合計	9,323,103
負債・純資産合計	10,789,646

## 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2020年4月 1日	
至 2020年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	3,049,524
受入手数料	2,046
運用受託報酬	910,917
投資助言報酬	277,180
その他収益	1,666
営業収益合計	4,241,335
営業費用	
支払手数料	958,680
その他営業費用	1,019,796
営業費用合計	1,978,476
一般管理費	<sup>1</sup> 1,476,400
営業利益	786,457
営業外収益	<sup>2</sup> 2,092
営業外費用	568
経常利益	787,982
特別利益	-
特別損失	<sup>3</sup> 533
税引前中間純利益	787,448
法人税、住民税及び事業税	206,590
法人税等調整額	46,522
法人税等合計	253,113
中間純利益	534,335

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,227,250	5,402,292	9,917,076
当中間期変動額					
剰余金の配当			1,128,309	1,128,309	1,128,309
中間純利益			534,335	534,335	534,335
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	593,974	593,974	593,974
当中間期末残高	83,040	3,092,001	1,633,276	4,808,318	9,323,102

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	-	-	9,917,076
当中間期変動額			
剰余金の配当			1,128,309
中間純利益			534,335
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	1	1	1
当中間期変動額合計	1	1	593,972
当中間期末残高	1	1	9,323,103

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

当中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	
その他有価証券	
時価のあるもの	
中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）	
2. 固定資産の減価償却方法	
(1)有形固定資産	
定額法	
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。	
建物          6年～18年	
器具備品    3年～20年	
(2)無形固定資産	
定額法	
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
3. 引当金の計上基準	
(1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当中間会計期間に見合う支給見込額に基づき計上しております。	
(2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	
消費税等の会計処理方法	
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	

## (会計方針の変更)

該当事項はありません。

## (表示方法の変更)

該当事項はありません。

## (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2020年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	68,902千円
器具備品	353,234千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	



## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)	
1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	25,539千円
無形固定資産	16,387千円
2 営業外収益のうち主なもの	
保険契約返戻金・配当金	1,496千円
3 特別損失のうち主なもの	
オフィス移転関連費用	533千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式	18,887株	-	-	18,887株	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月30日 定時株主総会	普通株式	1,128,309,380円	59,740円00銭	2020年3月31日	2020年6月30日
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

## (リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)	
1年内	256,059
1年超	1,840,387
合計	2,096,446

(注) 中途解約不能な定期建物賃貸借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

## (金融商品関係)

## 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	7,553,336	7,553,336	-
(2)未収委託者報酬	1,505,761	1,505,761	-
(3)未収運用受託報酬	377,357	377,357	-
(4)未収投資助言報酬	262,331	262,331	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	1,002	1,002	-
(6)差入保証金	181,690	181,690	
(7)長期差入保証金	300,000	288,506	11,493
資産計	10,181,480	10,169,986	11,493
(1)未払手数料	471,375	471,375	-
負債計	471,375	471,375	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## 資産

## (1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (5)投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

## (6)差入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (7)長期差入保証金

長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負債

## (1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

## 1. その他有価証券

当中間会計期間末（2020年9月30日）

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,002	1,000	2
小計	1,002	1,000	2
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-
合計	1,002	1,000	2

## 2. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

## 3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	62,571千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	-
当中間会計期間末残高	<u>62,571千円</u>

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他	合計
外部顧客への売上高	3,049,524	2,046	910,917	277,180	1,666	4,241,335

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)	
1株当たり純資産額	493,625円45銭
1株当たり中間純利益金額	28,291円17銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)
中間純利益金額(千円)	534,335
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	534,335
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更  
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

(2020年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	名称
みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

(2020年3月末現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	
株式会社 S B I 証券	48,323	
a u カブコム証券株式会社	7,196	
松井証券株式会社 1	11,945	
O K B 証券株式会社 2	1,500	
株式会社大垣共立銀行 2	46,773	日本において、銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社北海道銀行	93,524	
株式会社北陸銀行	140,409	
明治安田生命保険相互会社 3	980,000	日本において、保険業法に基づき、生命保険業を営んでいます。

- 1 明治安田ライフプランファンド20および明治安田ライフプランファンド70のみ取扱いを行っております。
- 2 新規販売を停止しています。
- 3 明治安田生命保険相互会社は、確定拠出年金による取得申込を除き、新規販売は行わず、換金のみ受け付けます。なお、分配金再投資コースの場合の分配金再投資は行われます。資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

## (3) 投資顧問会社

マザーファンドの運用の一部を委託している投資顧問会社として、以下の法人があります。

(2019年12月末現在)

名称	資本金の額 (ポンド)	事業の内容
ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	376,552,000	イギリスにおいて内外の有価証券等に係る投資顧問業務、投資信託業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでおります。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

受託銀行として、信託財産の保管・管理・計算、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。

## (2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

## (3) 投資顧問会社

投資顧問会社として、運用指図に関する権限の一部の委託を受けて、投資判断・発注等を行います。

## 3【資本関係】

「販売会社」である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は17,539株（持株比率92.86%）です。

(参考情報：再信託受託会社の概要)

## 1. 名称、資本金の額及び事業の内容

(2020年7月27日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社日本カストディ銀行	51,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## 2. 関係業務の概要

受託会社との信託契約（再信託契約）に基づき、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理）を委託され、その事務を行うことがあります。

## 3. 資本関係

該当事項はありません。



### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に委託会社のロゴ・マーク、図案、キャッチ・コピー、投資家あるいは受益者向けメッセージ等を採用し、ファンドの形態等の記載をすることがあります。
- (2) 交付目論見書の表紙に、以下の内容を記載することがあります。
  - ・ 金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
  - ・ 目論見書の使用開始日
  - ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、委託会社の投資信託財産の合計純資産総額
  - ・ 詳細情報の入手方法
    - 委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）、電話番号および受付時間等
    - 請求目論見書の入手方法および投資信託約款（以下「約款」という。）が請求目論見書に掲載されている旨
  - ・ 届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載する場合があります。
    - 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
    - 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
  - ・ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
  - ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
  - ・ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
  - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (3) 届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主たる内容を要約し、「1. ファンドの目的・特色」、「2. 投資リスク」、「4. 手続・手数料等」として、交付目論見書に記載します。
- (4) 交付目論見書に商品分類および属性区分の一覧表を掲載します。
- (5) 交付目論見書の「3. 運用実績」に委託会社のホームページアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。またこれらのアドレスにアクセスすることにより最新の運用状況を入手できる旨を記載することがあります。
- (6) 請求目論見書に約款を掲載し、届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで届出書の内容とすることがあります。
- (7) 届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の記載内容については、投資家の理解に資するため、当該内容を説明した図表等を付加し、交付目論見書に記載することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体等として使用されるほかインターネットなどに掲載される場合があります。
- (9) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (10) 目論見書の別称として、次を用いることがあります。
  - 「投資信託説明書（目論見書）」
  - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
  - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (11) 交付目論見書に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

**独立監査人の監査報告書**

2020年6月5日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 熊木幸雄指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 蓑輪康喜**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年7月10日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド20の2019年5月21日から2020年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド20の2020年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年7月10日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド50の2019年5月21日から2020年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド50の2020年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年7月10日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド70の2019年5月21日から2020年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド70の2020年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。



- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の中間監査報告書**

2020年11月18日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 熊 木 幸 雄指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小 林 広 樹**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2021年1月8日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド20の2020年5月21日から2020年11月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド20の2020年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年5月21日から2020年11月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2021年1月8日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド50の2020年5月21日から2020年11月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド50の2020年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年5月21日から2020年11月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2021年1月8日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田ライフプランファンド70の2020年5月21日から2020年11月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田ライフプランファンド70の2020年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年5月21日から2020年11月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。



- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。